

第2期北方町子ども・子育て支援事業計画

令和2年2月

北 方 町

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の対象	3
4 計画の期間	3
5 計画の策定体制	4
6 子ども・子育て支援事業計画に関わる施策の動向	4

第2章 北方町の子育てを取り巻く現状と課題

1 人口及び世帯の状況	6
2 産業・就業構造	11
3 保育サービスの現状	13
4 母子保健事業の状況	15
5 子育て支援の状況	20
6 教育機関の状況	22
7 相談事業の状況	23
8 アンケート調査結果の概要	24
9 各事業の実績	36

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	37
2 基本的視点	38
3 教育・保育提供区域の設定	39
4 子ども・子育て支援新制度の事業体系	40
5 子育て支援に関する各分野の取組	42

第4章 計画の目標値等

1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計	53
2 教育・保育の量の見込みとその確保策	54
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとその確保策	57
4 その他の関連施策の展開	67

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制の整備	70
2 計画の進捗管理	71

参考資料

1 計画策定の経過	72
2 北方町子ども・子育て会議設置条例	73
3 子ども・子育て会議委員名簿	74

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、わが国では未婚化・晩婚化の進行等により急速な少子化が進行しています。平成27年における合計特殊出生率*は、1.45であり微増傾向ではあるものの、人口を維持するために必要な2.07を下回っている状況が続いています。

このように国全体で少子化が進むとともに、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、児童虐待、子どもの貧困等、子育て家庭や子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

国の動向として、平成27年度に子ども・子育て支援法の施行にともない子ども・子育て支援新制度がスタートし、それに合わせ市町村には「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

「市町村子ども・子育て支援事業計画」は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画です。平成27年度に策定した現行計画（第1期計画）が平成31年度（令和元年度）で終了することから、令和2年度から始まる第2期子ども・子育て支援事業計画を策定し、今後5年間の子育て支援サービスの量の見込みを定めるとともに、そのための確保策等を記載する必要があります。

第2期計画にあたっては、引き続き子ども・子育て支援法が定める内容を踏まえるとともに、国が示している「子育て安心プラン」及び「新・放課後子ども総合プラン」の内容も併せて反映する必要があります。そのため、令和元年10月より実施している幼児教育・保育の無償化の影響を考慮して、適切な見込量を推計することが必要となります。

また、本町では、子ども一人ひとりの力を十分に伸ばすことのできる学習環境を整え、地域全体で子どもたちを育て、魅力ある教育を推進していくため、令和元年6月に「北方学園構想」基本計画がまとめられました。その中でこども園の施設整備・運営、幼稚園、保育園の再編等の検討をしていきます。

以上のような背景から、本町においても教育・保育及び子育て支援事業の提供体制の確保等、子育て支援のさらなる充実を図るため、「子ども・子育て支援法」に基づき「第2期北方町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

*合計特殊出生率：一人の女性が生涯（15歳から49歳）の間に何人の子どもを産むかを示す値のこと。

■ 子ども・子育て支援をめぐる国の近年の動き

近年の動き	概 要
子ども・子育て支援法の改正	平成28年、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の「子ども・子育て支援法」の改正が行われ、同年4月に施行されています。
ニッポン一億総活躍プランの決定	<p>「夢をつむぐ子育て支援」等の「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向け、平成28年5月に「ニッポン一億総活躍プラン」（案）が取りまとめられ、同年6月2日に閣議決定されました。</p> <p>同プランでは、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を掲げています。</p>
「子育て安心プラン」の策定 (平成29年6月)	「子育て安心プラン」では、令和4年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備等を進めていくこととしています。遅くとも令和2年度末までに、待機児童の解消を図ることとしています。
「新・放課後子ども総合プラン」の策定 (平成30年9月公表)	「新・放課後子ども総合プラン」は、放課後児童クラブの量的拡充を図り、令和3年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ令和5年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備すること等を目標としています。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成対策推進法第8条第1項に規定される「市町村行動計画」として、子ども・子育てに関する支援を総合的・一体的に推進するための計画として位置付けます。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村計画」として定めます。

さらには、本町の「北方学園構想」基本計画にて、こども園の施設整備・運営、幼稚園、保育園の再編等の検討を行うとされ、関係機関と連携して具体的な協議を進めていく必要があるため、「子育て安心プラン」及び「新・放課後子ども総合プラン」の内容も併せて反映していきます。

なお、本計画は北方町第7次総合計画の基本方針に基づくとともに、上位計画である「第2期北方町地域福祉計画」や、既存の関連する「第5期北方町障がい福祉計画」「北方町高齢者福祉計画」等との整合性を図ります。

3 計画の対象

本計画の対象は、町内に住む子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体です。また、この計画における「子ども」とは、生まれる前から18歳未満の児童とします。

4 計画の期間

本計画は、令和2年度から5年間を計画期間とし、令和6年度を目標年度として定めます。

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31(R1)年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
第1期北方町子ども・子育て支援事業計画 (平成27年度～平成31年度(令和元年度))					第2期北方町子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)				

5 計画の策定体制

5-1 北方町子ども・子育て会議による審議

本計画の策定にあたっては、子ども子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「北方町子ども・子育て会議」を設置し審議を行いました。

5-2 アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、町民の子育て支援に関する生活実態や要望、意見を把握するため就学前児童（0～5歳）及び小学生児童（小学生1～6年生）を持つ世帯に対してアンケート調査を実施しました。

5-3 パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、その内容について広く住民の皆さんから意見を伺うため、令和2年1月6日～1月30日までの間、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

6 子ども・子育て支援事業計画に関わる施策の動向

6-1 幼児教育・保育の無償化の実施

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化の制度が始まり、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの子どもたち及び、住民税非課税世帯の0歳から2歳児までの子どもたちの利用料が無償化されました。

【幼児教育・保育の無償化の概要（内閣府）】

<幼稚園、保育所、認定こども園等>

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無料になります。
- 0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無料になります。
- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無料になります。

<幼稚園の預かり保育>

- 対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額 1.13 万円までの範囲で預かり保育の利用料が無料になります。

<認可外保育施設等>

- 対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- 3歳から5歳までの子どもたちは月額 3.7 万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額 4.2 万円までの利用料が無料になります。
- 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

<就学前の障害児の発達支援>

- 就学前の障害児の発達支援を利用する3歳から5歳までの子どもたちの利用料が無料になります。

6-2 子どもの貧困対策

子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正により、子どもの貧困対策の一層の推進を図るため、市町村においては、子どもの貧困対策の計画策定が努力義務となり、子どもの貧困対策計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画や子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画等と一体の計画として策定して差し支えないものとされているため、本町においても、子どもに対する総合的な支援として一体的な支援を行うことが求められています。

子どもの貧困対策の方向性として、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援の4つの分野で取り組みを検討していく必要があります。

【子どもの貧困対策の推進に関する法律（内閣府）】

子どもの貧困対策の推進に関する法律 (平成25年6月26日法律第64号) (令和元年6月19日公布(令和元年法律第41号)改正)

目的・基本理念

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困対策を総合的に推進する。

基本理念

- ・社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されること
- ・子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずること
- ・背景に様々な社会的な要因があることを踏まえること
- ・国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うこと

子どもの貧困対策を総合的に推進する枠組み	大綱記載事項																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0; text-align: center;">国</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困対策を総合的に策定、実施 ・子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において「<u>子供の貧困対策に関する大綱（閣議決定）</u>」を策定 <small>※子どもや保護者等関係者の意見を反映させるための措置を講ずる</small> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0; text-align: center;">都道府県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の状況に応じた施策の策定、実施 ・都道府県計画策定 <small>※努力義務、大綱を勘案</small> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0; text-align: center;">市町村</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の状況に応じた施策の策定、実施 ・<u>市町村計画策定</u> <small>※努力義務、大綱及び都道府県計画を勘案</small> </td> </tr> </table> <p><small>《附則第2項》 政府は、この法律の施行後5年を目途として…必要であると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</small></p>	国	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困対策を総合的に策定、実施 ・子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において「<u>子供の貧困対策に関する大綱（閣議決定）</u>」を策定 <small>※子どもや保護者等関係者の意見を反映させるための措置を講ずる</small> 	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の状況に応じた施策の策定、実施 ・都道府県計画策定 <small>※努力義務、大綱を勘案</small> 	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の状況に応じた施策の策定、実施 ・<u>市町村計画策定</u> <small>※努力義務、大綱及び都道府県計画を勘案</small> 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">基本的な方針</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> 子どもの貧困に関する指標 <small>子どもの貧困率、一人数世帯の貧困率、 生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率・大学進学率等</small> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育の支援</td> <td style="text-align: center;">生活の安定に 資するための支援</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保護者に対する職業生活の 安定と向上に資するための 就労の支援</td> <td style="text-align: center;">経済的支援</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">調査及び研究</td> <td style="text-align: center;">検証及び評価その他の 施策の推進体制</td> </tr> </table>	基本的な方針		子どもの貧困に関する指標 <small>子どもの貧困率、一人数世帯の貧困率、 生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率・大学進学率等</small>		教育の支援	生活の安定に 資するための支援	保護者に対する職業生活の 安定と向上に資するための 就労の支援	経済的支援	調査及び研究	検証及び評価その他の 施策の推進体制
国	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困対策を総合的に策定、実施 ・子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において「<u>子供の貧困対策に関する大綱（閣議決定）</u>」を策定 <small>※子どもや保護者等関係者の意見を反映させるための措置を講ずる</small> 																
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の状況に応じた施策の策定、実施 ・都道府県計画策定 <small>※努力義務、大綱を勘案</small> 																
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の状況に応じた施策の策定、実施 ・<u>市町村計画策定</u> <small>※努力義務、大綱及び都道府県計画を勘案</small> 																
基本的な方針																	
子どもの貧困に関する指標 <small>子どもの貧困率、一人数世帯の貧困率、 生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率・大学進学率等</small>																	
教育の支援	生活の安定に 資するための支援																
保護者に対する職業生活の 安定と向上に資するための 就労の支援	経済的支援																
調査及び研究	検証及び評価その他の 施策の推進体制																

第2章 北方町の子育てを取り巻く

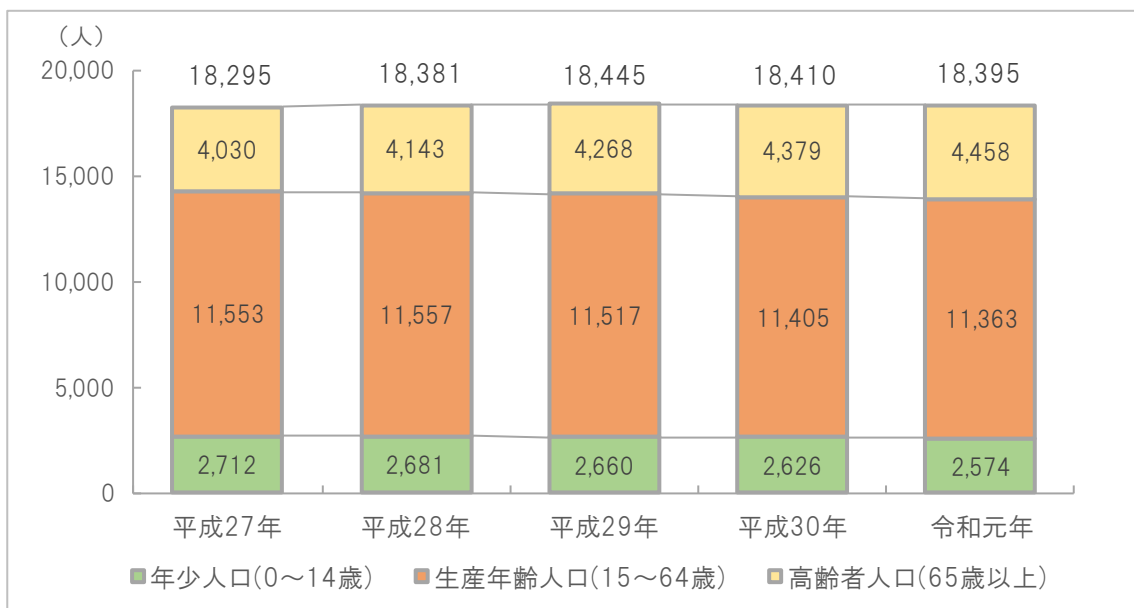
現状と課題

1 人口及び世帯の状況

1-1 人口の推移

人口はほぼ横ばいで推移しており、令和元年9月末日現在では18,395人となっています。また、「年少人口（0～14歳）」や「生産年齢人口（15～64歳）」が減少しているのに対し、「高齢者人口（65歳以上）」は増加しており、少子・高齢化の傾向がうかがえます。

図 年齢3区分別人口の推移

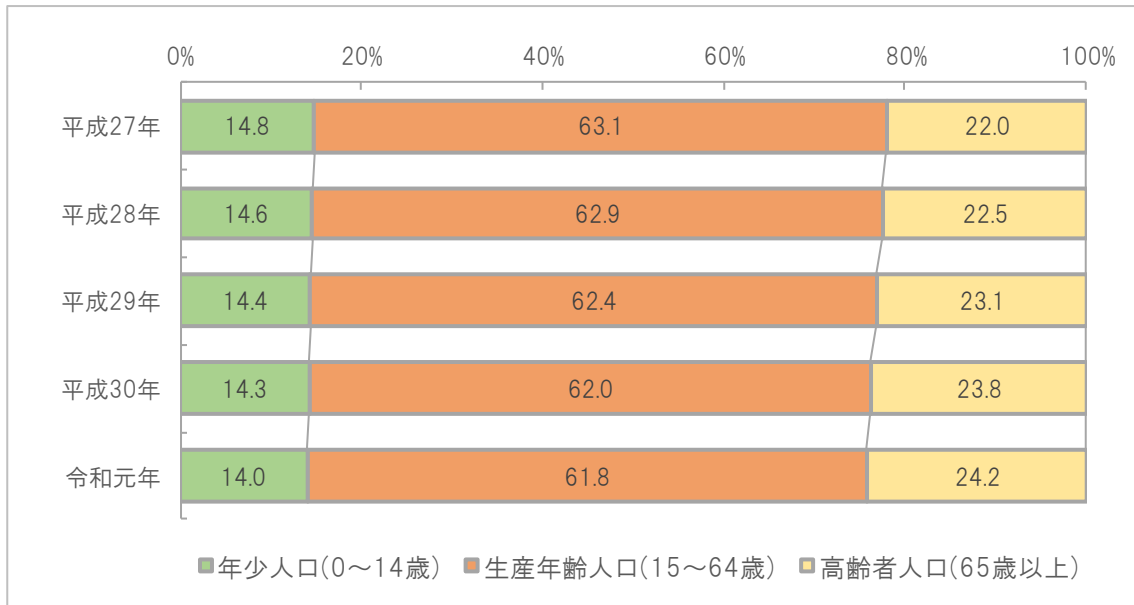


資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）

1-2 年齢3区分人口割合の推移

年齢3区分の人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）の占める割合は減少傾向を示しているのに対し、高齢者人口の占める割合は増加傾向にあり、令和元年には24.2%と約4人に1人の割合となっています。

図 年齢3区分別人口割合の推移

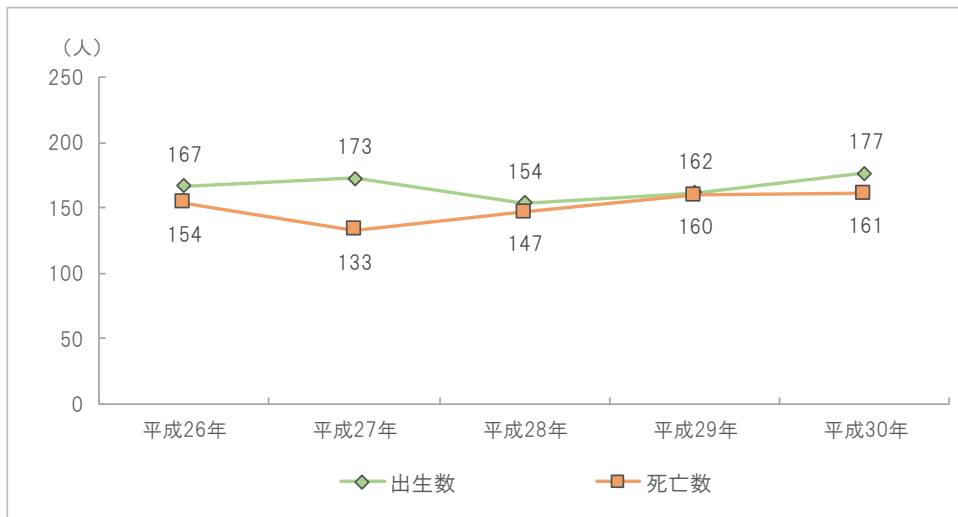


資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）

1-3 出生数と死亡数の推移

出生数と死亡数の推移をみると、出生数は平成28年以降増加傾向にあり、平成30年では177人となっています。一方、死亡数は平成27年以降増加傾向にあり、平成30年では161人となっています。また、出生と死亡による人口の増減をみると、出生数が死亡数を上回る自然増加が続いており、平成30年は16人の増加となっています。

図 出生数と死亡数の推移

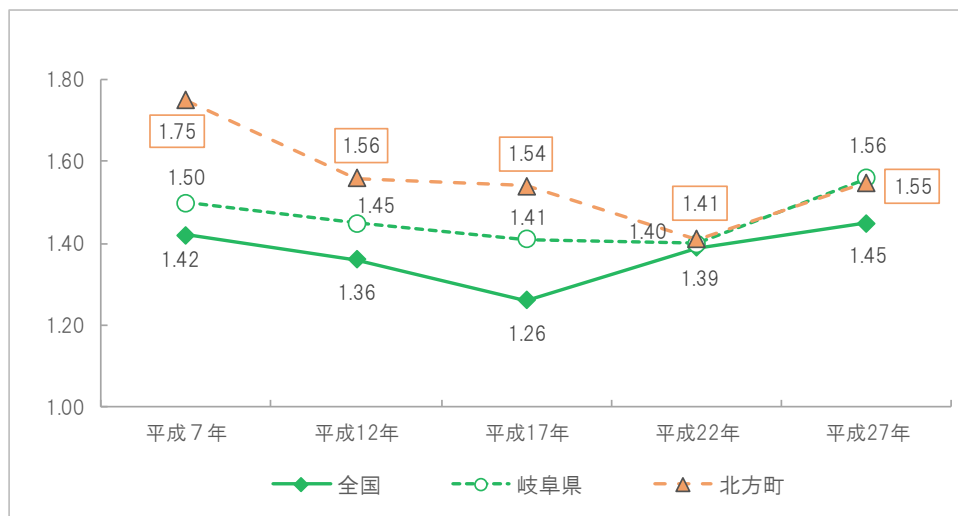


資料：住民基本台帳年報

1-4 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、平成7年以降減り続けていましたが、平成27年に増加に転じました。なお、国や県と比較してみると、平成27年では全国平均を上回っているものの、県平均をやや下回っています。

図 合計特殊出生率の推移



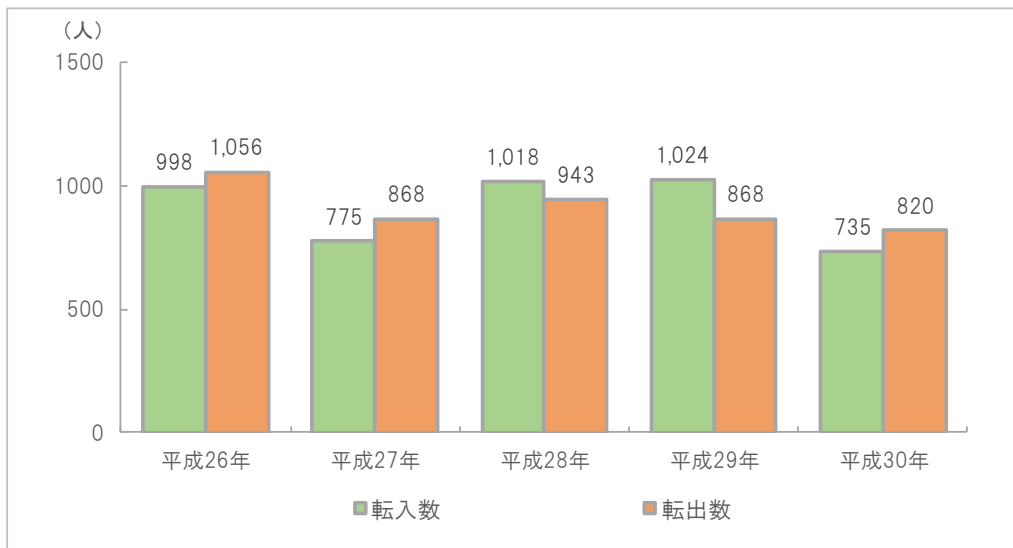
資料：人口動態調査、岐阜地域の公衆衛生（平成27年北方町）

1-5 転入数・転出数の推移

転入数の推移をみると、平成28年から平成29年は大幅に増加したものの、平成30年には大幅な減少に転じており、735人とここ5年間で最も少ない転入数を記録しています。一方、転出数については増減を繰り返しながら推移しており、平成30年では820人となっています。また、転入と転出による社会の増減をみると、平成28年、平成29年を除いては、転出数が転入数を上回る社会減*となっています。転入の理由は住宅事情、結婚等が中心であり、転出の理由は職業上の理由が多くみられます。

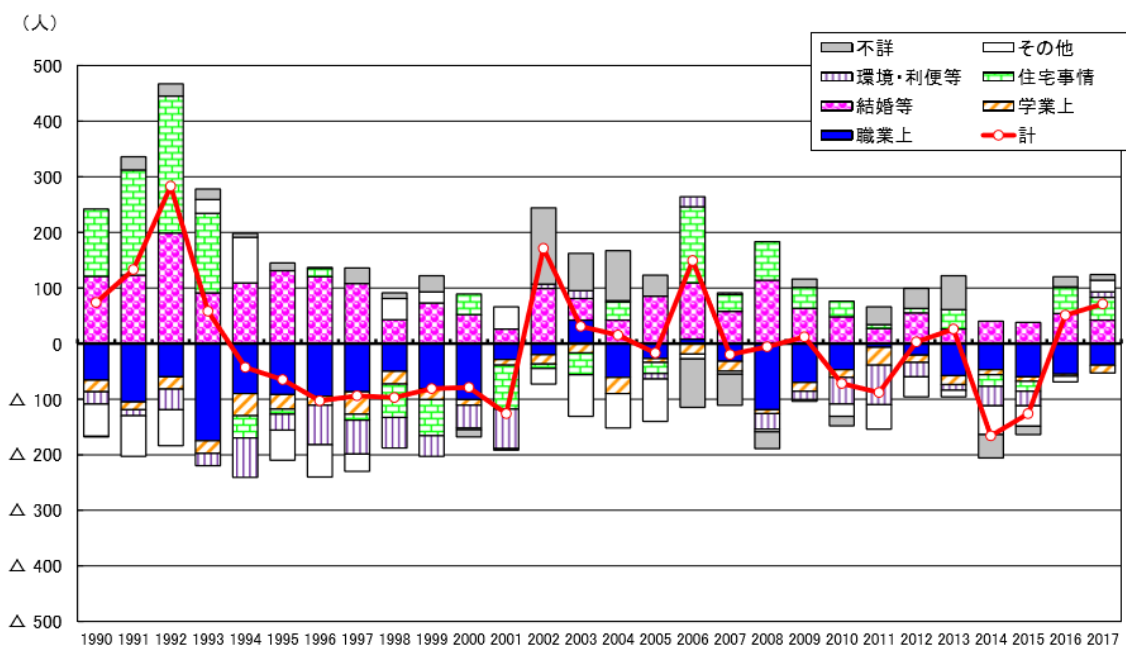
*社会減：人口移動において、転入よりも転出が多い場合のこと。

図 転入数・転出数の推移



資料：住民基本台帳年報

図 移動理由別転入転出差の推移



出典：岐阜県人口動態統計調査（不詳＝外国人＋職権、環境・利便等＝生活環境の利便＋自然環境＋交通の利便）

1-6 一般世帯数、1世帯当たりの平均世帯人員の推移

総世帯数は、平成31年4月1日現在7,468世帯となっており、平成27年からの推移をみると、1.05倍の増加となっています。

一方、一世帯当たりの平均世帯人員は減少傾向にあり、平成27年に2.58人であったものが、平成31年には2.46人となっています。

図 一般世帯数、1世帯当たりの平均世帯人員の推移

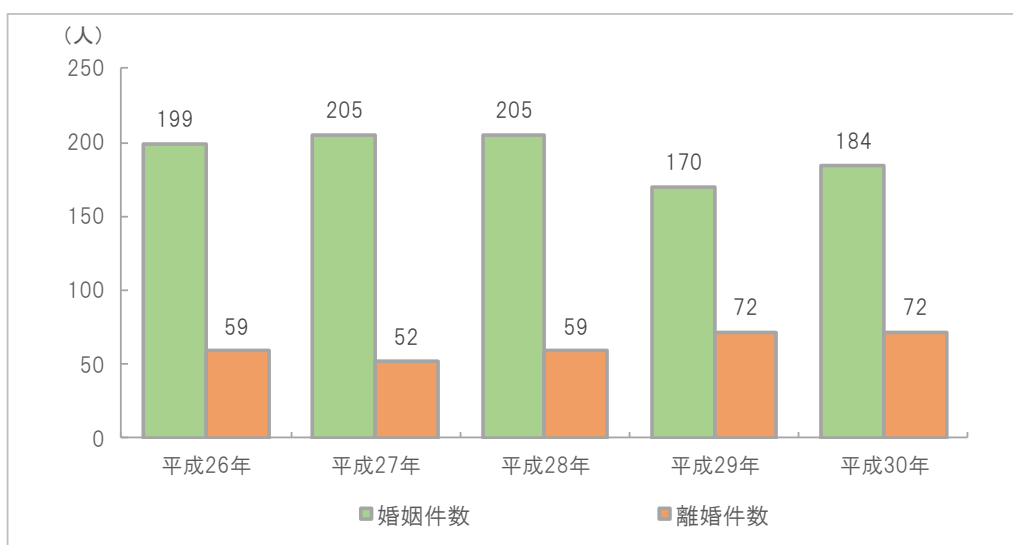


資料：自治会別人口（各年4月1日現在）

1-7 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数をみると、増減を繰り返しながら推移しており平成30年では184件となっています。一方、離婚件数をみると、年々増加傾向にあり平成29年以降は72件となっています。

図 婚姻・離婚件数の推移



資料：戸籍事件表

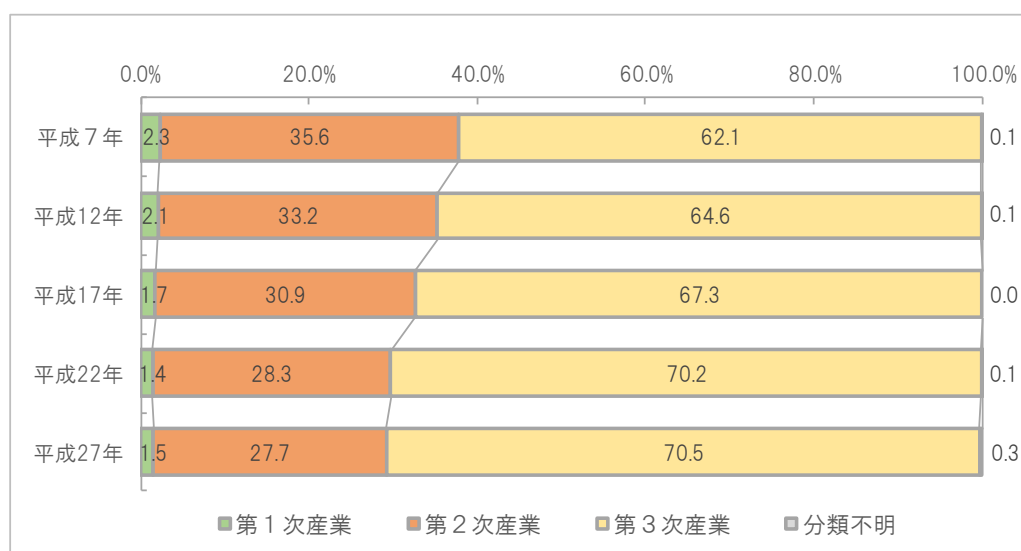
2 産業・就業構造

2-1 産業別就業者割合の推移

平成27年の国勢調査による産業構造をみると、第3次産業が70.5%で最も多く、次いで第2次産業が27.7%、第1次産業が1.5%となっています。

また、平成7年から平成27年までの推移でみると、第1次産業、第2次産業は減少傾向であるのに対し、第3次産業は増加傾向にあります。

図 産業別就業者割合の推移

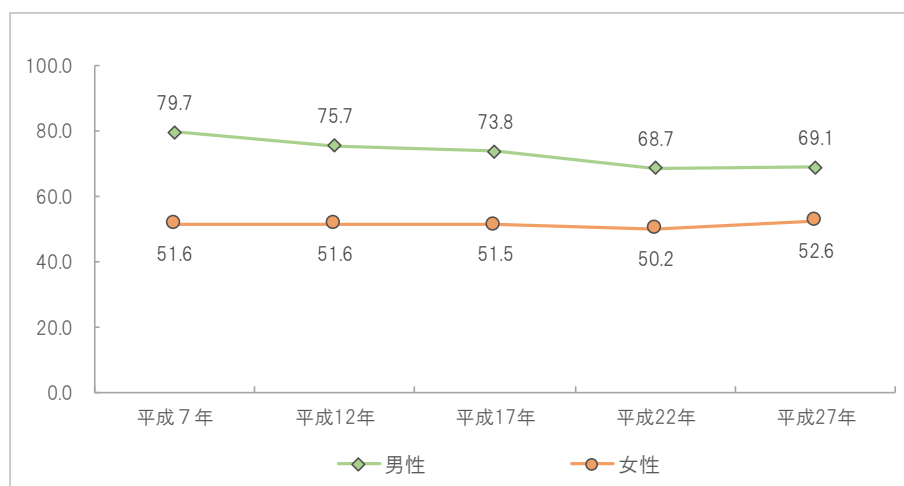


資料：国勢調査

2-2 就業者割合の推移

就業率は、男性は減少傾向にあり、女性は5割前後で推移しています。

図 男女別就業者割合の推移



資料：国勢調査

2-3 女性の年齢別就業者割合の推移

女性の就業率は、全体では5割前後で推移しています。また、年齢別就業者の割合の推移をみると、25～29歳、30～34歳、35～39歳の就業率が大きく伸びており、平成7年からそれぞれ10.2ポイント、19.8ポイント、12.6ポイント増加しています。また、平成7年と平成27年の就業者割合をみると、平成7年に比べて25～39歳の就業率が上昇したため、M字カーブは緩やかになっています。これは、既婚女性の労働力率の上昇や、未婚化・晩婚化が要因であると考えられます。

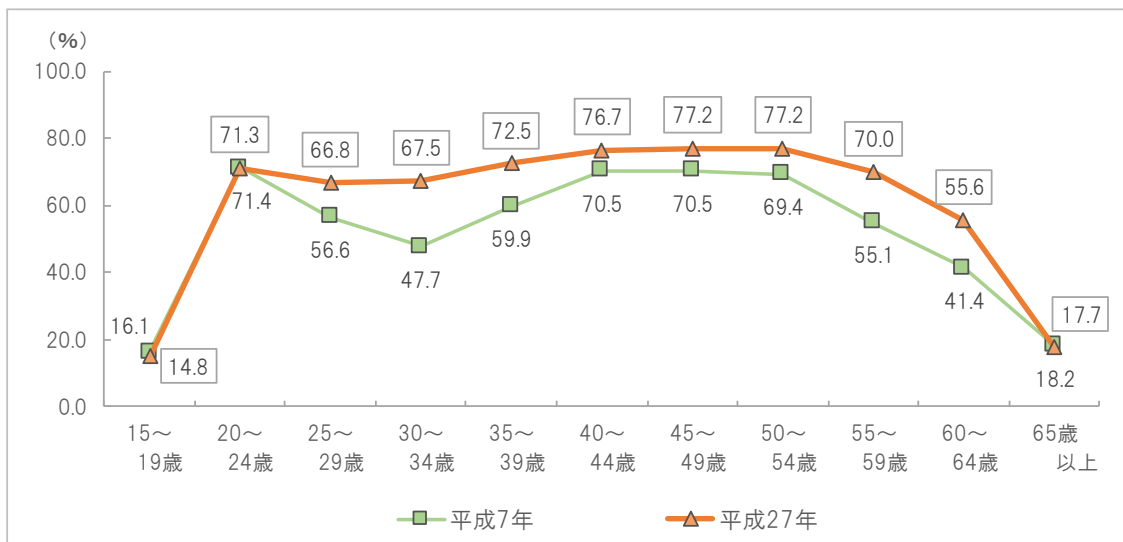
表 女性の年齢別就業者割合の推移

(単位：%)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全 体	51.6	51.6	51.5	50.2	52.6
15～19歳	16.1	18.3	18.6	14.2	14.8
20～24歳	71.4	72.6	70.0	65.4	71.3
25～29歳	56.6	60.7	65.6	65.7	66.8
30～34歳	47.7	53.8	58.8	62.5	67.5
35～39歳	59.9	66.8	63.6	67.0	72.5
40～44歳	70.5	74.1	74.0	70.9	76.7
45～49歳	70.5	74.1	74.0	75.3	77.2
50～54歳	69.4	66.8	71.6	69.4	77.2
55～59歳	55.1	55.8	60.6	62.9	70.0
60～64歳	41.4	39.5	39.1	46.8	55.6
65歳以上	18.2	15.4	15.5	14.3	17.7

資料：国勢調査

図 女性の年齢別就業者割合の推移



資料：国勢調査

3 保育サービスの現状

3-1 保育園の入園者数の推移

平成31年4月現在、4園の保育園があり、定員は508人となっています。入園児数の推移をみると、平成30年から平成31年にかけてはやや減少したものの、概ね増加傾向にあります。入園児数の増加に伴ない、保育士の数も増員し対応しています。また、待機児童はいません。

表 認可保育園数、入園者数、定員、保育士数等の推移

	認可 保育園数 (か所)	入園児数 (人)	定員 (人)	保育士数 (人)	入所待機 児童数 (人)	定員に 対する 入所率 (%)
平成27年	4	368	446	63	0	82.5
平成28年	4	370	446	64	0	83.0
平成29年	4	376	482	73	0	78.0
平成30年	4	402	503	66	0	79.9
平成31年	4	390	508	75	0	76.8

資料：保育所等の現況報告統計調査（各年4月1日現在、広域受託を除く）

表 保育園別の入園状況

保育園名	定員(人)	園児数(人)					町内 全園児数 に対する 各保育園 入園児率 (%)
		総数					
		3歳未満	3歳児	4歳児	5歳児		
北保育園	70	45	19	10	8	8	11.5
東保育園	90	78	21	18	20	19	20.0
中保育園	165	128	47	20	27	34	32.8
南保育園	183	139	44	31	35	29	35.7
計	508	390	131	79	90	90	100.0

資料：保育所等の現況報告統計調査（平成31年4月1日現在、広域受託を除く）

3-2 特別保育事業の状況

多様な子育てニーズに対応するために、町内の保育園では通常保育のほか、未満児保育や延長保育事業を行っています。

表 特別保育事業の実施状況

(単位：人)

保育園名	未満児保育	保育標準時間
北保育園	19	20
東保育園	21	43
中保育園	47	92
南保育園	44	91
計	131	246

資料：保育所等の現況報告統計調査（平成31年4月1日現在）

3-3 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、3つの小学校の施設を利用し、放課後や長期休業期間中に、保護者が労働等により昼間家にいない家庭の小学生を対象に子どもの安全な遊び場の提供や生活指導等を実施しています。平成31年度は188人が利用しています。

表 放課後児童クラブの状況

(単位：人)

学校名	定員	学 年				計
		1年	2年	3年	4年以上	
北方小	95	22	30	17	25	94
北方西小	40	14	12	13	4	43
北方南小	60	14	13	11	13	51
計	195	50	55	41	42	188

資料：教育委員会（平成31年4月1日現在）

4 母子保健事業の状況

4-1 母子健康手帳の交付

母子健康手帳は、妊娠の届出のあった人に交付するもので、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録し、健康管理に役立てることを目的としています。

交付者数は、平成30年度には136人と大幅に減少しています。

表 母子健康手帳の交付状況

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
交付者数	177	167	174	177	136

資料：福祉健康課

4-2 妊婦健康診査

妊娠中における疾病の早期発見と適切な治療や指導を図るため、妊婦健康診査の補助を行っています。

受診券交付枚数は、平成30年度には2,057枚となっています。

表 妊婦健康診査の受診状況（受診券交付枚数）

(単位：枚)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
交付枚数	2,696	2,567	2,632	2,719	2,057

資料：福祉健康課

表 妊婦健康診査の受診状況

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ受診者数	2,040	1,901	2,068	2,164	1,591
異常なし	1,579	1,494	1,666	1,736	1,271
要指導	60	41	28	22	42
要精密	1	9	9	6	5
要治療	400	357	365	400	273

資料：福祉健康課

4-3 両親学級

パパママ学級では妊婦と家族を対象に、妊娠中の過ごし方、出産後の育児について学んだり、体験する機会を設けています。

参加者数は父親、母親ともに減少傾向にあります。

表 パパママ学級の実施状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
父親の参加者数 (人)	64	20	19	21	13
母親の参加者数 (人)	79	86	80	85	28
開催数 (回)	11	12	12	12	10

資料：福祉健康課

4-4 乳幼児健康診査

3～4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に身体の発育、発達が順調であるかを確認するとともに、病気等を早期発見し、心身の健全な育成を目的とする健康診査を行っています。

受診状況の推移をみると、平成26年度を除いては健康診査の受診率が9割を超えています。未受診の理由は様々ですが、健診は大切な機会であるため訪問等により受診を促しています。

表 3～4か月児健診の受診状況

(単位：%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
3～4か月児 健診受診率	97.0	96.0	100.0	96.5	98.0
1歳6か月児 健診受診率	89.5	98.0	97.5	98.8	98.9
3歳児健診 受診率	88.5	93.8	95.5	98.3	99.4

資料：福祉健康課

表 乳幼児健康診査の結果

(単位：人)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
3 〜 4 か月	受診者数	159	167	155	165	171
	異常なし	99	116	104	123	112
	要観察	51	37	35	23	30
	精密検査	2	1	3	7	3
	要医療	9	13	13	12	26
1 歳 6 か月	受診者数	154	149	154	159	174
	異常なし	46	75	81	64	80
	要観察	99	67	59	82	71
	精密検査	2	1	4	4	4
	要医療	7	6	10	9	19
3 歳	受診者数	169	150	147	171	160
	異常なし	76	81	73	88	85
	要観察	60	53	47	60	54
	精密検査	26	13	19	12	10
	要医療	7	3	8	11	13

資料：福祉健康課

4-5 乳幼児歯科健診

乳幼児の口腔内疾患の早期発見・早期治療を目的として、歯科健康診査を行っています。

虫歯経験者率の推移をみると、1歳半、3歳児ともに減少傾向にあります。また、1人平均虫歯数は、1歳半、3歳児ともに減少傾向にあります。

表 虫歯経験者率

(単位：%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1歳半	0.6	0.0	0.6	1.9	0.0
3歳	15.9	22.0	10.2	10.5	8.1

資料：福祉健康課

表 1人平均虫歯数

(単位：本)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1歳半	0.06	0.00	0.65	0.01	0.00
3歳	0.52	2.80	0.23	0.30	0.36

資料：福祉健康課

4-6 家庭訪問

育児支援のため妊婦や産婦に対し、家庭訪問による相談を行っています。

出産後、不安が強いと考えられる1か月前後に訪問を実施し、赤ちゃんとお母さんの状況を確認しています。必要に応じて複数回の支援をしています。

表 家庭訪問の実施状況（妊婦・産婦）

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊婦	1	2	1	8	4
産婦	143	190	169	190	155

資料：福祉健康課

表 家庭訪問の実施状況（新生児・未熟児・乳児（新生児・未熟児を除く）・幼児）

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新生児	15	38	52	43	32
未熟児	9	5	0	0	0
乳児	133	146	123	136	125
幼児	333	270	170	486	320

資料：福祉健康課

4-7 電話相談

保健センターでは、健康や子育てに関する相談等に電話でも応じています。
相談件数は増加傾向にあり、平成30年度の相談件数は169件となっています。

表 電話相談の状況

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談件数	76	127	156	169	169

資料：福祉健康課

4-8 育児学級

乳幼児期の育児について学びながら親同士が交流できる場として、モグモグ離乳食教室・10か月児健康相談と歯みがき指導・1歳お誕生日教室・2歳児親子遊びと育児相談等を開催しています。

参加者数は毎年500～600人前後で推移しています。

表 育児学級の参加状況

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
参加者	431	439	562	605	597

資料：福祉健康課

4-9 母子個別相談

保健センターでは、健康相談日を設け、保健師、助産師及び管理栄養士が相談に応じています。

子ども館の職員による絵本の読み聞かせ、手あそびや親子あそびを取り入れた親子が楽しめる場を提供しています。

表 母子個別相談の参加状況

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊婦	286	200	200	205	188
産婦	0	4	2	9	4
乳児	183	172	151	172	216
幼児	548	303	448	350	343
思春期	0	0	0	0	0

資料：福祉健康課

5 子育て支援の状況

5-1 きた子ども館、みなみ子ども館

きた子ども館、みなみ子ども館には、児童館と子育て支援センターの機能があります。

表 きた子ども館、みなみ子ども館の利用状況

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
きた子ども館 利用者数	11,475	16,591	23,862	31,139	26,481
みなみ子ども館 利用者数	44,937	47,058	48,022	48,158	49,513

資料：子ども館人数集計表

(1) 児童館の状況

児童館では、子ども同士の遊びとふれあい、友達づくり、絵本の読み聞かせ等を行っています。

利用者数は、きた子ども館、みなみ子ども館ともに増加傾向にあります。

(2) 子育て支援センター

子育て支援センターでは、未就学児とその保護者を対象に、子育てセミナーや講演会の開催、育児相談、情報提供、乳幼児と保護者のふれあい遊び、乳幼児の保護者同士の仲間づくり、サークル活動の支援、自由来所等を実施しています。

5-2 子育て広場

子育て広場は、未就園児とその保護者を対象に、月1回、全保育園を開放し、園児とともに遊ぶ機会を設けています。

5-3 ちびっこルーム

ちびっこルームは、未就園児とその保護者を対象に、きた子ども館、みなみ子ども館で月2回開催し、子ども同士のふれあいの機会を提供しています。

5-4 ままプラザほっと

ママプラザほっとは、毎週月、水、金曜日に親子の交流活動や子育て相談等を行っています。

5-5 子育て支援助成金

保護者の経済的負担を軽減し、子育てを支援するため、3人以上子どものいる世帯で保育園、幼稚園、小・中学校に通う第3子以降の子に対して助成金を支給しています。

5-6 ひなたぼっこクラブ

ひなたぼっこクラブは、赤ちゃんからおじいちゃん・おばあちゃんまで誰もが集える「地域みんなの集いの場」です。お茶を飲みながら話をしたり、健康体操やゲーム等の遊びをしたり、多世代交流ができる場として活動をしています。また、一時的にお子さんを預かる等のボランティアもしています。

6 教育機関の状況

6-1 幼稚園の状況

公立幼稚園が1園、私立幼稚園が1園あります。平成31年では248人が入園しています。

表 町内幼稚園の就園状況（平成31年）

（単位：人）

	3歳児	4歳児	5歳児	計
町立北方幼稚園	26	31	29	86
私立北方幼稚園	60	60	42	162
計	86	91	71	248

資料：学校基本調査

6-2 小・中学校児童数の推移

現在3校の小学校があります。総児童数は、平成31年で1,060人となっています。また1校の中学校があり、生徒数は、平成31年で538人となっています。小学生は減少傾向、中学生は概ね横ばいで推移しています。

表 小・中学校児童数の推移

（単位：人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
小学生	1,129	1,092	1,106	1,077	1,060
中学生	559	535	533	543	538
計	1,688	1,627	1,639	1,620	1,598

資料：学校基本調査

表 小・中学校学級数、教員数、児童・生徒数（平成31年）

	学級数（級）	教員数（人）	児童・生徒数（人）
北方小学校	20(3)	36	512
北方西小学校	9(2)	20	190
北方南小学校	15(3)	28	358
北方中学校	19(3)	39	538
計	63(11)	123	1,598

（ ）は特別支援学級数 資料：学校基本調査

7 相談事業の状況

7-1 相談事業の状況

子育てにおける悩みや保健・福祉に関する各種相談事業を実施しています。

表 相談事業の状況

実施場所	事業の名称	内容
福祉健康課	育児相談	育児に関する悩みや相談を受け付けています。また、関係機関との連絡調整を行っています。
きた子ども館、みなみ子ども館 (子育て支援センター・児童館)	育児相談	育児に関する悩みや相談を受け付けています。また、関係機関との連絡調整を行っています。
保健センター	母子の健康相談	健康や育児に関する悩みや相談を受け付けています。
	電話相談	電話により、健康や育児に関する相談を受け付けています。
教育委員会 各小中学校	教育相談 発達相談	不登校、いじめ、学習、友達関係等の悩みや、発達相談のカウンセリングを受け付けています。
	電話相談	子育て、学校教育全般、不登校、いじめ、発達相談等電話による相談も受け付けています。
幼稚園	仲良し広場	未就園児の子育て相談をしています。
保育園	子育て広場	

8 アンケート調査結果の概要

8-1 調査目的

就学前児童（0～5歳）と、小学生児童（小学校1～6年生）を持つ保護者の、保育等に対するニーズを把握することにより、子育てに対するサービスの充実を図るためにアンケート調査を実施しました。

8-2 調査概要

	就学前児童	小学生児童
(1) 調査地域	北方町全域	
(2) 調査対象	北方町に居住する0歳～5歳までの児童を持つ親	北方町に居住する小学校1年生～6年生までの児童を持つ親
(3) 対象者数 及び配付数	781人	807人
(4) 抽出方法	全数	
(5) 調査方法	郵送配付・郵送回収	学校配付・回収
(6) 調査時期	令和元年7月	

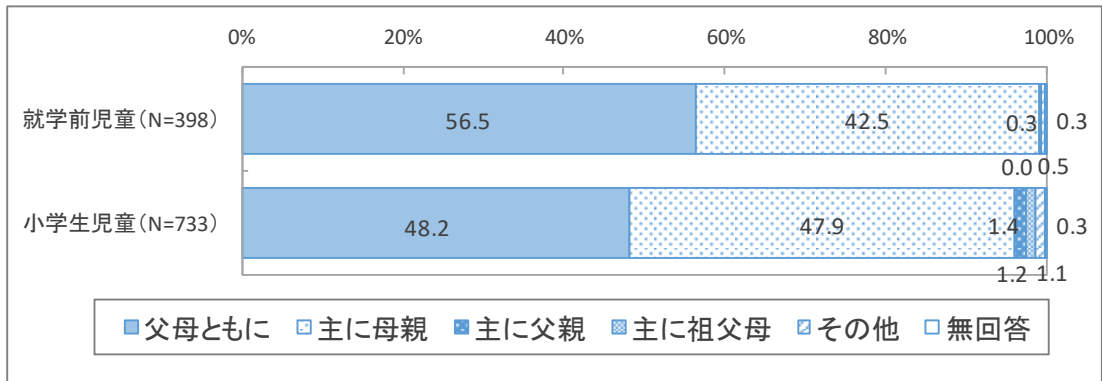
8-3 回収結果

	配付数	回収数	回収率
就学前児童	781	398	50.9%
小学生児童	807	733	90.8%

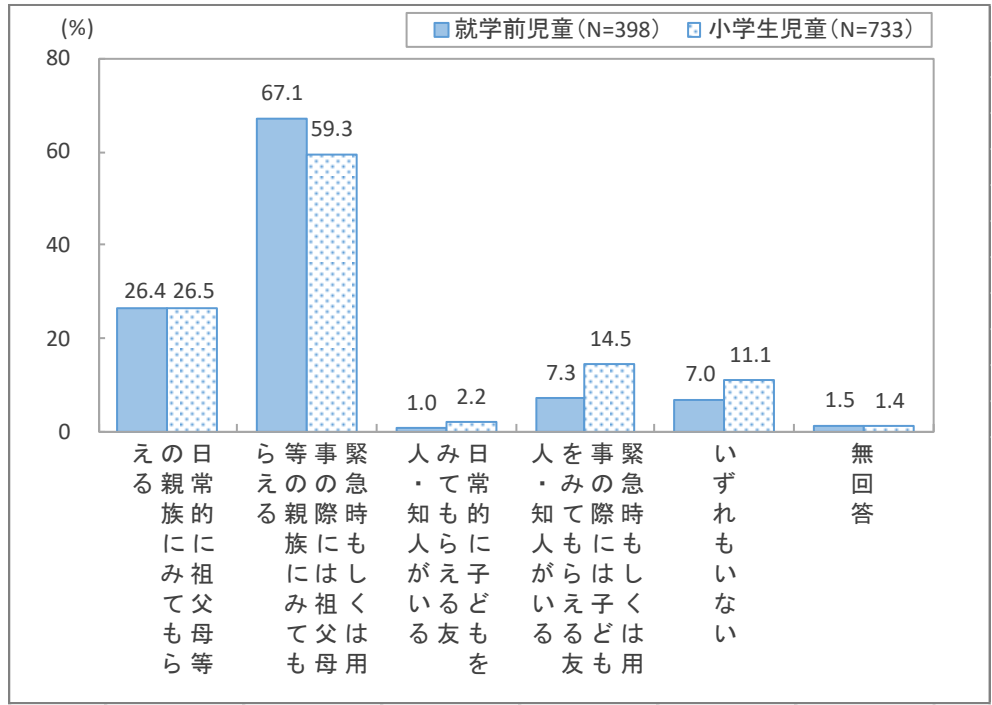
8-4 子育ての担い手

家庭内で子育てや教育を主に行っているのは、就学前児童、小学生児童ともに、両親もしくは母親という家庭がほとんどです。また、日常的に子どもをみてもらえる親族がいる割合は約3割、緊急時もしくは用事の際に子どもをみてもらえる親族がいる割合は約6・7割を占めており、多くの人が周囲のサポートを受けられる状態にありますが、いずれもないという家庭に対するサポートが必要です。

図：子育てや教育を主に行っている人



図：日頃、お子さんの面倒をみてもらえる親族・知人はいますか

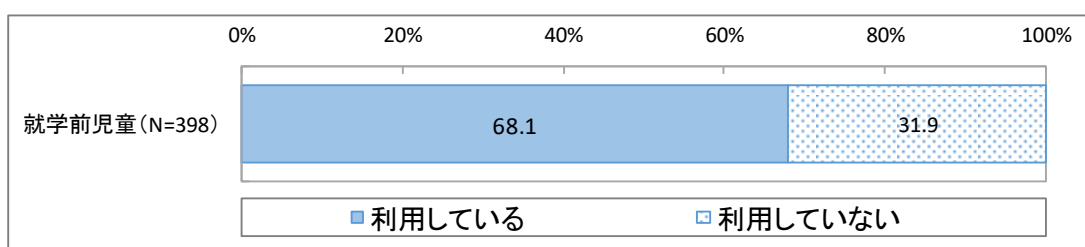


8-5 教育・保育の利用状況と利用意向

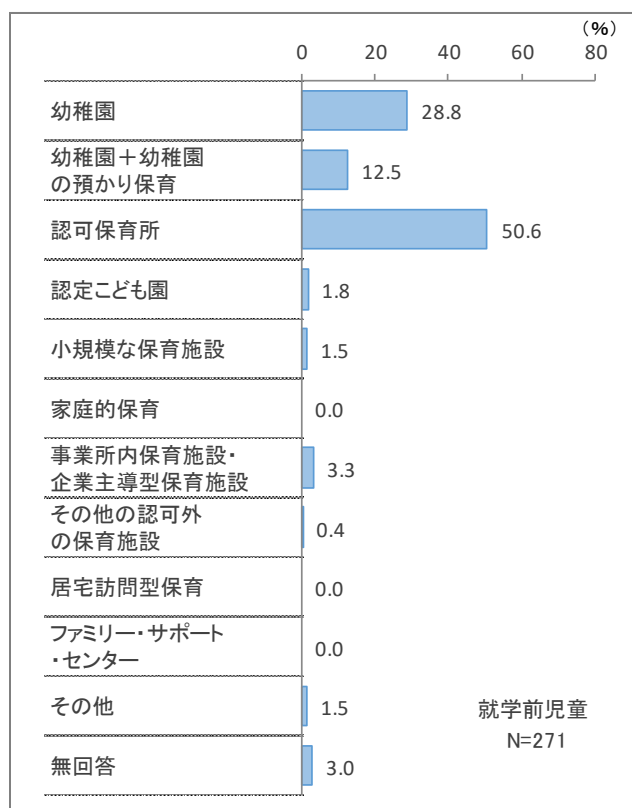
就学前児童の保護者に保育サービスの利用状況をたずねたところ、「利用している」人が約7割を占め、そのうち、「認可保育所」が約5割で最も多く、次いで「幼稚園」が約3割となっています。

また、就学前児童の保護者に今後利用したい保育サービスについてたずねたところ、「認可保育所」が約5割で最も多く、次いで「幼稚園」「幼稚園+幼稚園の預かり保育」が約4割となっています。

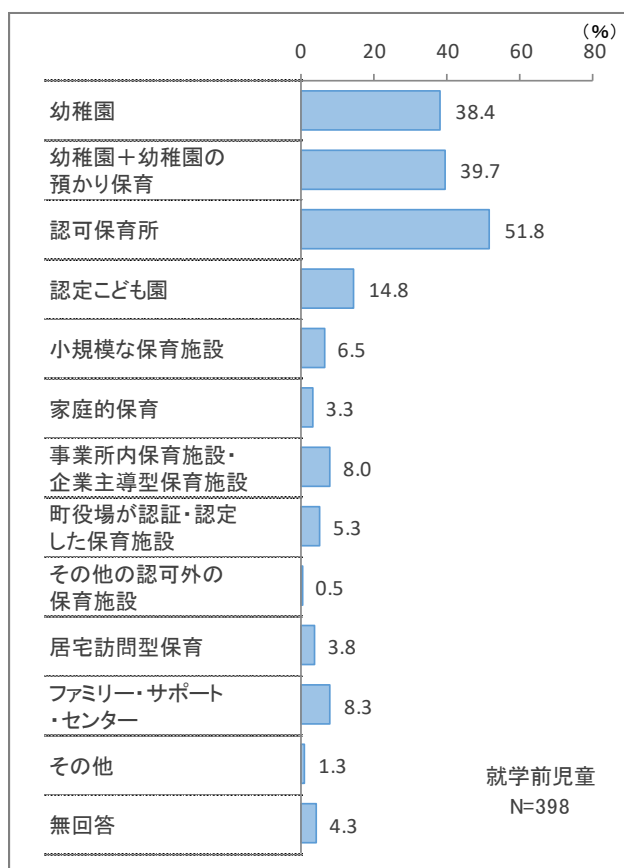
図：幼稚園や保育所の利用状況



図：平日に利用している保育サービス



図：今後利用したい保育サービス

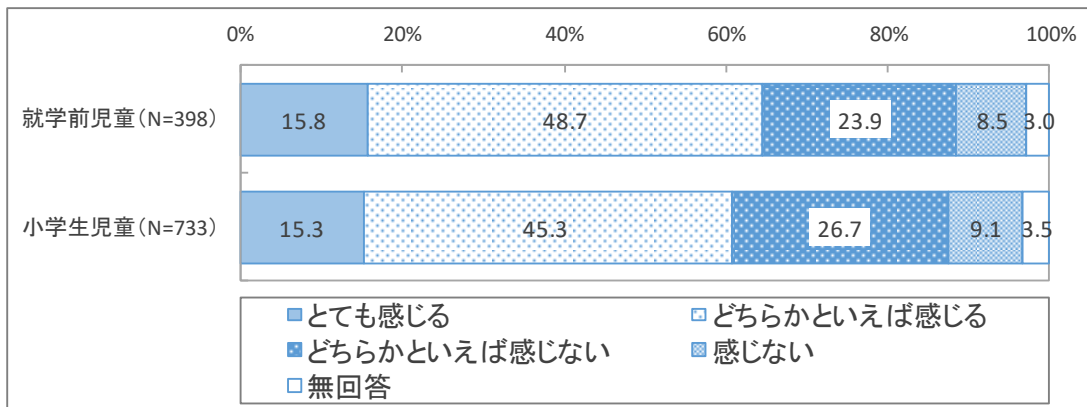


8-6 子育てに対する悩みや負担感

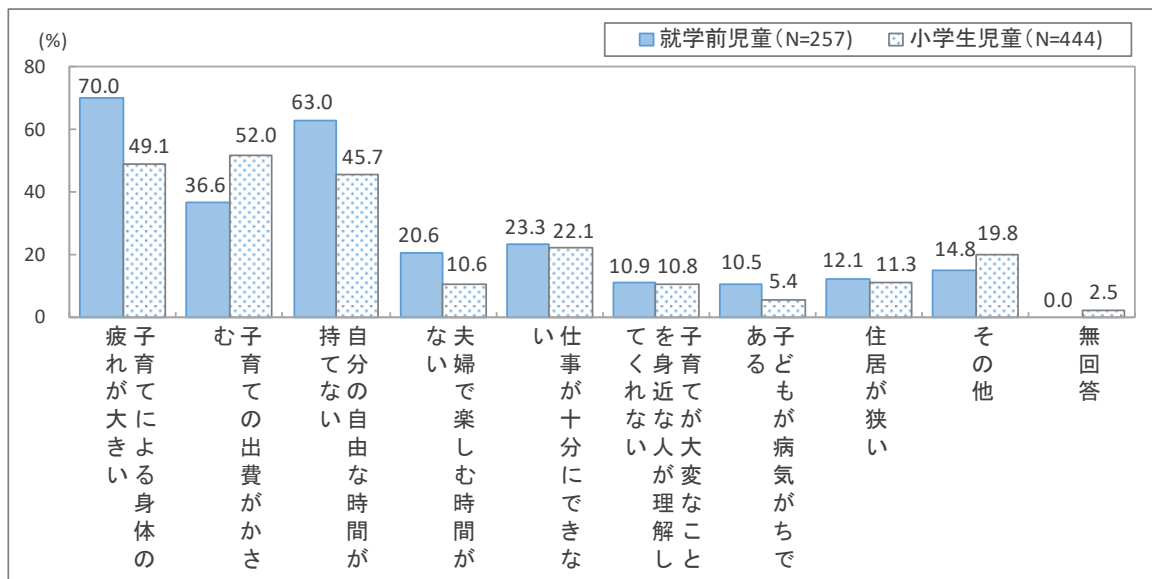
子育てに対する不安感や負担感については、“子育てに不安感や負担感を感じている人”（「とても感じる」+「どちらかといえば感じる」）が就学前児童、小学生児童の保護者ともに約6割を占めています。

子育てを負担に感じることについては、就学前児童の保護者の約7割が「子育てによる身体の疲れが大きい」と答えており、身体的な疲れが大きいことにストレスを感じる方が多くなっています。また、小学生児童の保護者の約5割が「子育ての出費がかさむ」という経済的な負担が多くあげられており、就学前児童のいる家庭には子育て中の親に対し、身体の負担を軽減するサービス、小学生児童のいる家庭には経済的支援の充実を図る等、状況に応じた対応をしていく必要があります。

図：子育てに対する不安感や負担感について



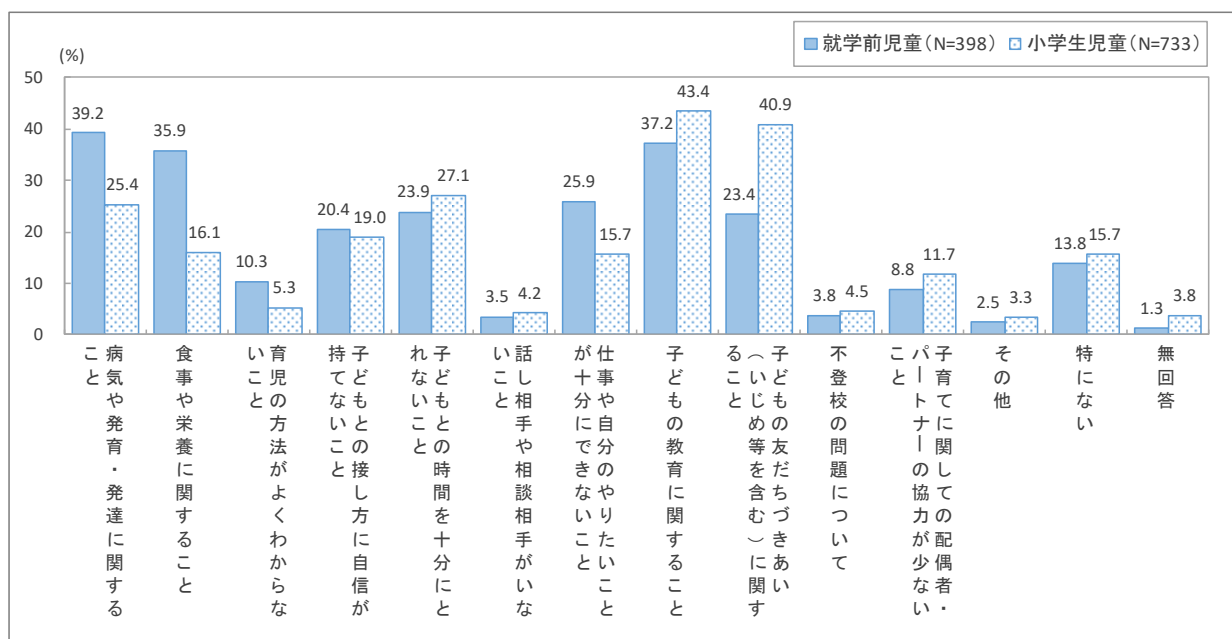
図：子育てをする上で、特に負担に思うこと



子育てに関する悩みについては、就学前児童の保護者では「病気や発育・発達に関すること」「子どもの教育に関すること」「食事や栄養に関すること」が多くなっています。また、小学生児童の保護者では「子どもの教育に関すること」「子どもの友だちづきあいに関すること」「子どもとの時間を十分にとれないこと」が多くなっています。

子育てに関する悩みは、児童虐待、いじめやひきこもりの問題等、多岐に渡ることから、深刻な状況にならないためにも、身近な場所で気軽に相談できるような機会や場をつくっていくことが必要です。

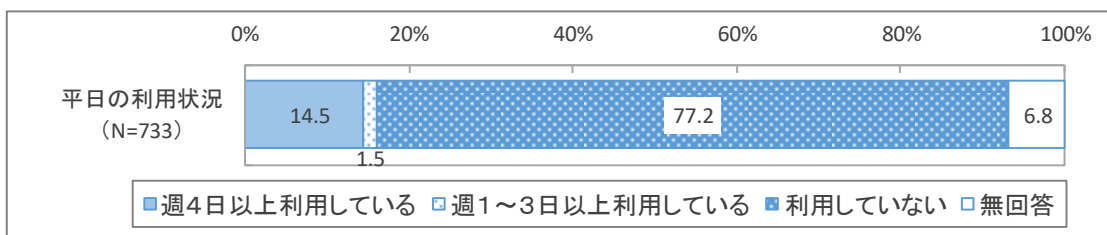
図：子育てに関して、日常悩んでいることや気になること



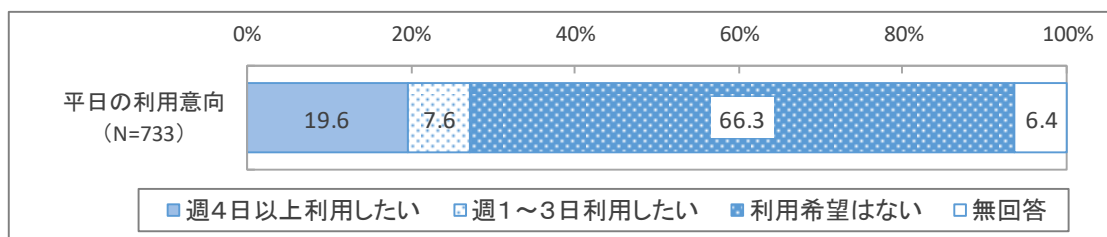
8-7 放課後児童クラブの利用状況と利用意向

小学生児童の保護者に平日の放課後児童クラブの利用状況についてたずねたところ、利用している人は約2割です。また、放課後児童クラブの利用意向をたずねたところ、利用意向のある人は、平日では約3割、土曜日、日曜・祝日では約1割、夏休み・冬休み等の長期休暇期間中では約5割を占めています。

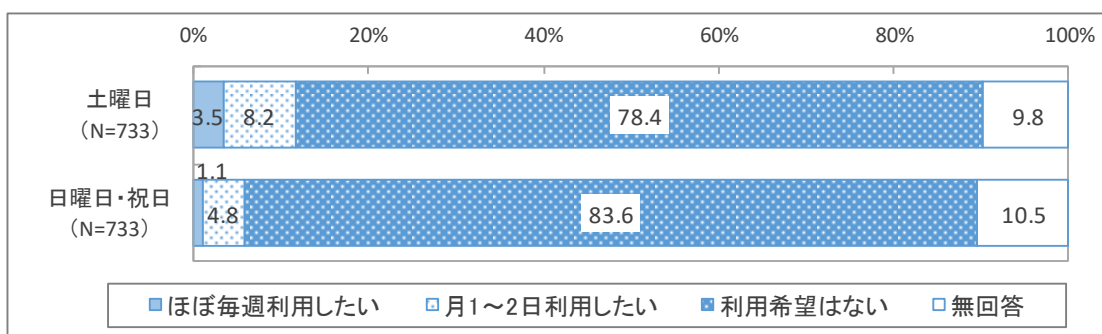
図：平日の放課後児童クラブの利用状況



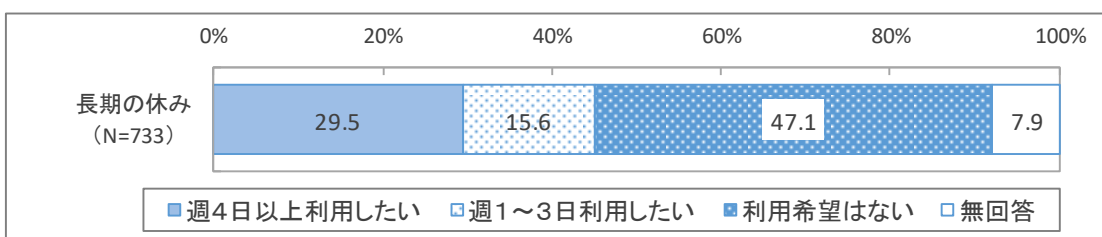
図：平日の放課後児童クラブの利用意向



図：土曜日、日曜・祝日の放課後児童クラブの利用意向



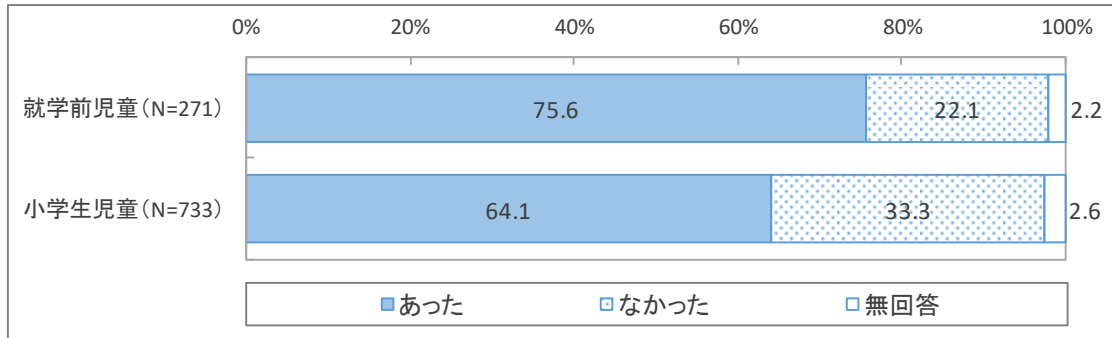
図：長期の休みの放課後児童クラブの利用意向



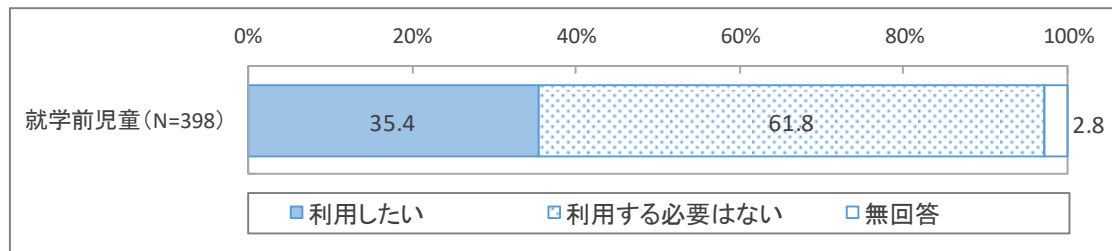
8-8 病児・病後児保育・一時預かりの利用状況と利用意向

子どもが病気の際に仕事を休んだ経験は、就学前児童では約8割を占めています。また、不定期の教育・保育事業を「利用したい」割合が約4割と高くなっており、病児・病後児保育や一時預かり等のニーズが高いことがうかがえます。

図：この1年で子どもが病気等で仕事を休んだこと



図：不定期の教育・保育事業の利用意向

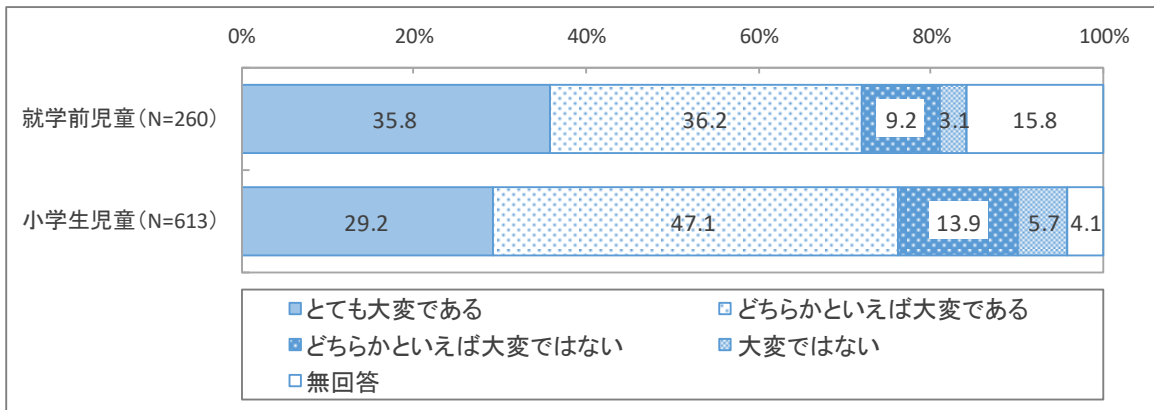


8-9 仕事と家庭生活の両立

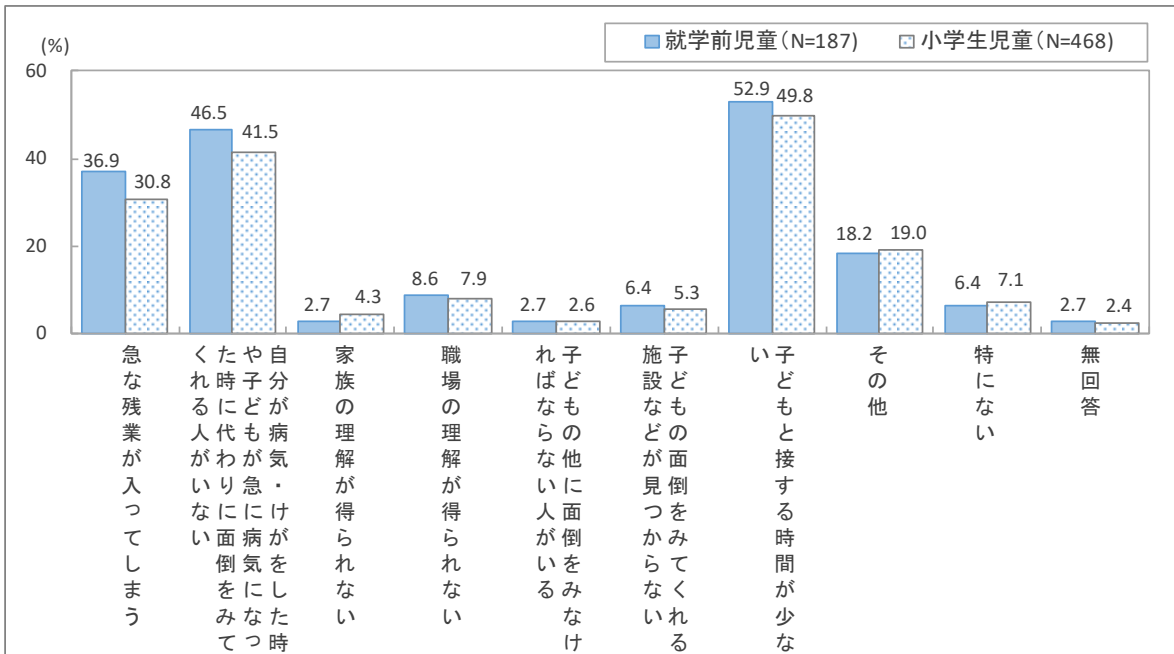
仕事と子育ての両立は“大変であると感じている人”（「とても大変である」+「どちらかといえば大変である」）が就学前児童の保護者では72.0%、小学生児童の保護者では76.3%と7割を超えており、働きながらの子育ての難しさがうかがえます。

また、仕事と子育てを両立させる上で大変だと思われることは、「子どもと接する時間が少ない」が最も多く、次いで「自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみてくれる人がいない」「急な残業が入ってしまう」の順となっています。

図：仕事と子育ての両立について

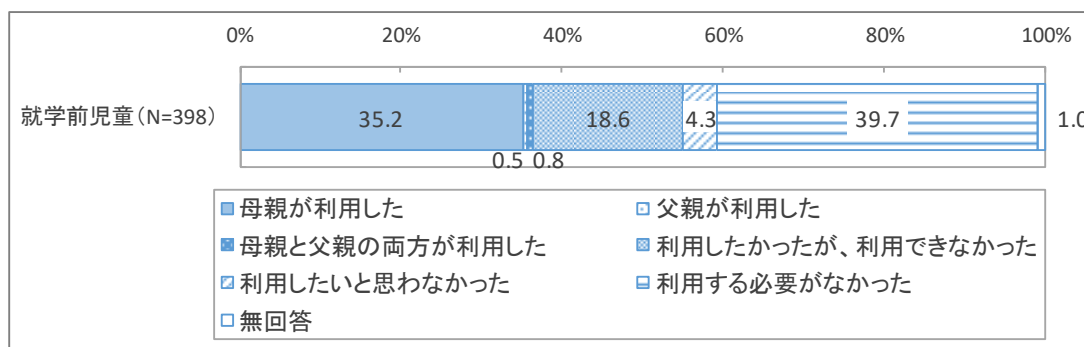


図：仕事と子育てを両立させる上で大変だと思うこと

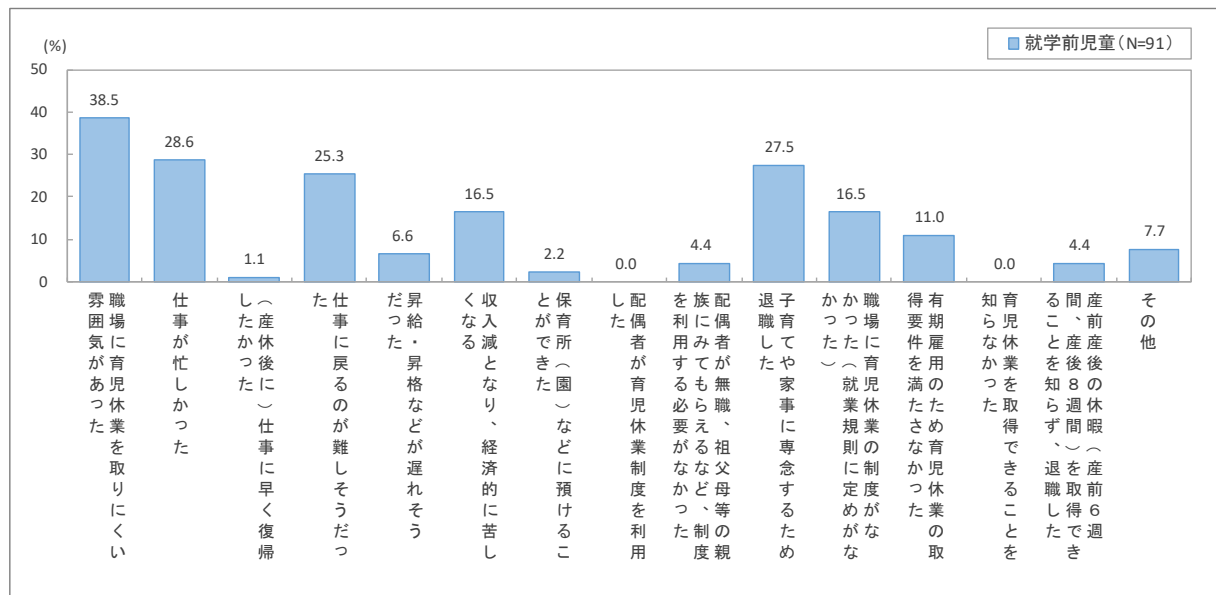


母親又は父親の育児休業制度の利用状況については、利用した人では、母親は35.2%、父親は0.5%となっており、現実的には制度を利用しにくい状況がみられます。育児休業を利用していない理由として、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」等、仕事と子育てを両立できる職場環境が十分に整備されていない状況もみられます。育児を支えるためには保育サービスだけでなく、企業に求められる要素も少なくないことから、働き方の見直し等、企業等へのワーク・ライフ・バランスの働きかけが必要です。

図：育児休業制度の利用状況



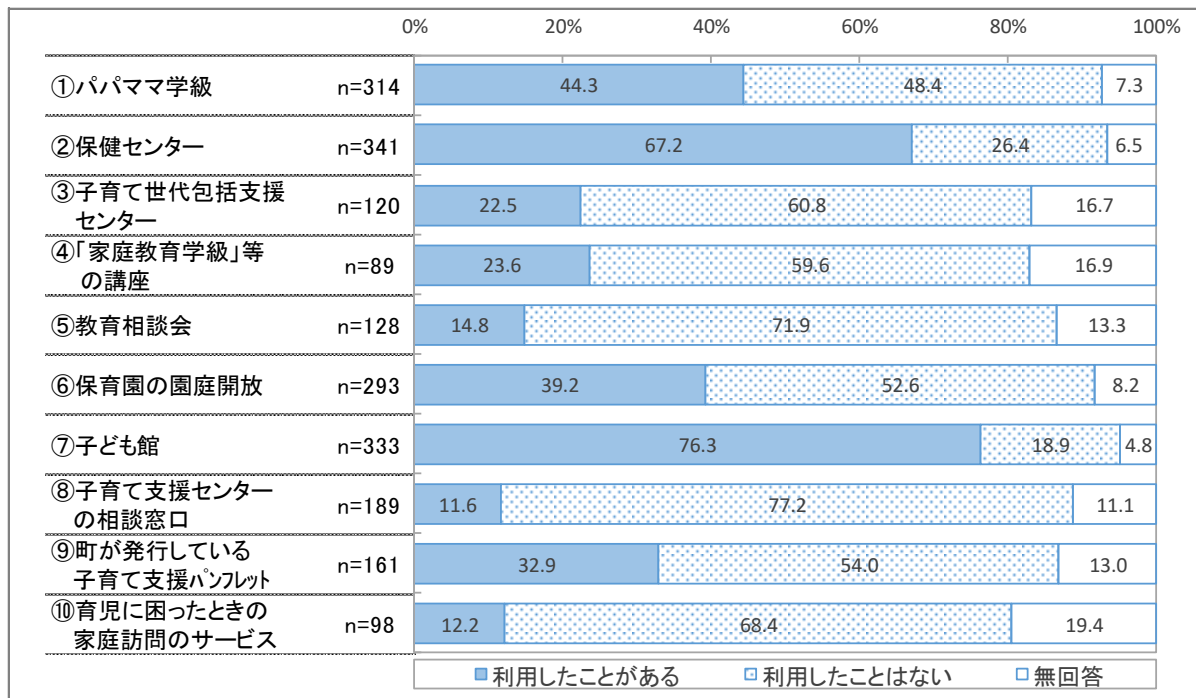
図：育児休業制度を利用できなかった、または思わなかった理由



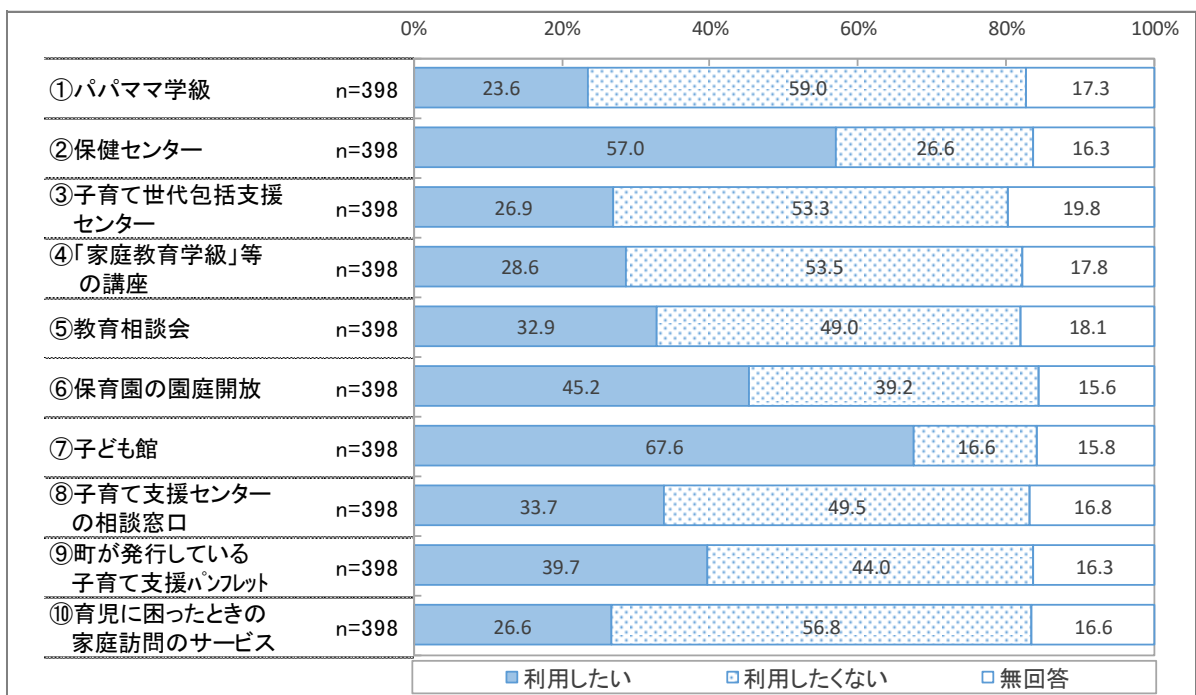
8-10 子育て支援サービスの利用状況と利用意向

子育て支援サービスの利用状況については、「②保健センター」「⑦子ども館」では約7・8割を占めているものの、全体的には低い状況にあります。しかしながら、利用意向をみると、利用状況が5割以下のサービスでは「①パパ・ママ学級」を除いては、利用状況に比べ利用意向の割合が高いことから、潜在的ニーズはありと考えられます。

図：子育て支援サービスの利用状況



図：子育て支援サービスの利用意向

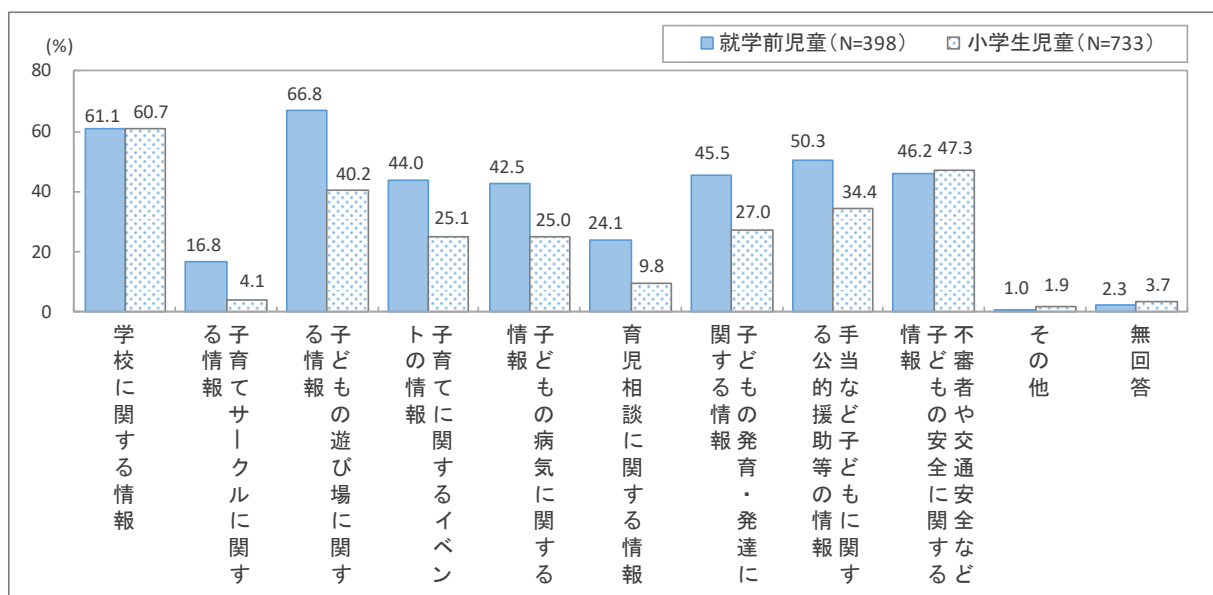


8-11 子育てに関して希望する情報

子育てに関して希望する情報については、就学前児童、小学生児童の保護者ともに「学校に関する情報」「子どもの遊び場に関する情報」「子どもの発育・発達に関する情報」「手当など子どもに関する公的援助等の情報」「不審者や交通安全など子どもの安全に関する情報」が上位5項目としてあげられています。

子育てに限らず、情報提供は行政に求められる大きな役割の一つでもあることから、子育てに必要な情報をいつでも得ることができるよう、情報提供体制の充実が求められています。

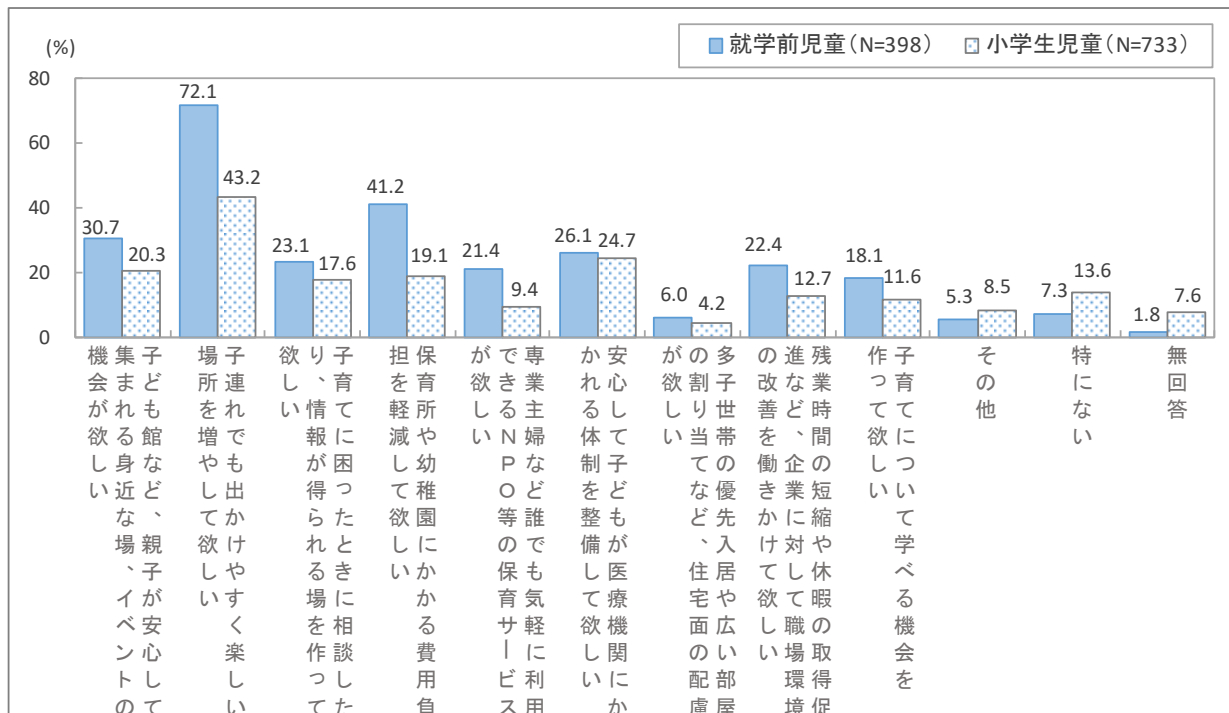
図：子育てに関して希望する情報



8-12 子育て支援に対する町への要望

町に対し希望する子育て支援の充実については、就学前児童、小学生児童の保護者ともに「子連れでも出かけやすく楽しい場所を増やしてほしい」「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」「子ども館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい」「子育てに困ったときに相談したり、情報が得られる場を作してほしい」が上位5項目としてあげられています。

図：町に対して子育て支援の充実を図ってほしいこと



9 各事業の実績

各事業の実績は、以下のとおりです。

事業名		平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
通常保育事業 (人)	0～2歳児	120	136	131
	3～5歳児	256	266	259
	計	376	402	390
延長保育事業 (か所)		2	2	2
放課後児童健全育成事業 (上段：か所、下段：人)		3	3	3
		187	176	188
地域子育て支援拠点事業 (か所)		3	3	3
病児・病後児保育事業 (か所)		1	1	1
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業) (か所)		1	1	1
ファミリー・サポート・センター事業 (か所)		1	1	1

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは社会の希望であり、未来を担う存在です。子どもたちの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもやその親の幸せであり、町民、行政、地域が一体となって取り組むべき、重要な課題といえます。また、みんなで力を合わせて子育て家庭を支えていくことが、ひいては未来の北方町を築くことにつながります。

本町では、第1期計画の基本理念を「いきいきとした子どもを育てあうまち 「人間都市」きたがた」とし、地域全体で子育て家庭を支援してきました。

本計画においては、地域で支え合うには、人と人との「つながり」や「信頼」が何より重要なものであることから、現行の理念を継承しつつ、第2期計画の基本理念を「**つながりと信頼を深め、いきいきとした子どもを育て合うまち 北方**」とします。

住民同士のつながりが強くなることで地域が活性化し、子どもの健やかな成長を地域で見守るとともにすべての親が子育ての楽しさや喜びを感じ、すべての子どもたちがのびのびと成長できるまちづくりをめざす計画を推進していきます。

計画の基本理念

**つながりと信頼を深め、
いきいきとした子どもを育て合うまち
北方**

2 基本的視点

本計画を推進するにあたって、次の3つの視点を重視します。

1 子どもの幸せを第一に考える視点

子ども一人ひとりがかげがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を整備することが社会全体の責任となります。

また、北方学園構想の推進に伴い、保育園や幼稚園との連携を進め、子ども一人ひとりの力を十分に伸ばすことのできる環境の整備を図っていきます。

本計画は、常に子どもの視点に立ち、子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が実現されるようすべての子ども一人ひとりの健やかな育ちを支援します。

2 すべての子育て家庭への支援という視点

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝しながら、親も親として成長していく大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みといえます。そのため、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、地域や社会が寄り添い、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援することです。本計画では、様々な状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、すべての子育て家庭への支援を進めていきます。

3 地域社会全体による支援という視点

本計画は、子育ては父母またはその他の保護者が第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、行政、企業、地域を含めた様々な団体が子どもの成長や子育ての重要性を共有しながら、子育て家庭に寄り添い、支えることを通じて、子育て支援を進めていきます。

3 教育・保育提供区域の設定

◆圏域設定に関する国の考え方◆

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる
- 教育・保育施設等及び地域子ども子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

本町では、第2期計画においても、この教育・保育提供区域を町全体で1つの区域として設定いたします。

4 子ども・子育て支援新制度の事業体系

子ども・子育て支援法の一部改正により、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に加えて、「子育てのための施設等利用給付」が創設され、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減が図られることとなります。

4-1 子どものための教育・保育給付

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■地域型保育給付

新制度では、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

4-2 子どものための施設等利用給付

■施設等利用費

施設等利用給付の対象は、未移行認定こども園、未移行幼稚園、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業））となります。

4-3 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業が定められています。

＜子ども・子育て支援新制度の概要＞

子ども・子育て支援給付

子どものための教育・保育給付

(市町村主体)

■施設型給付費

- ・認定こども園
幼保連携型
幼稚園型、保育所型、地方裁量型
- ・幼稚園
- ・保育所

※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

■地域型保育給付費

- ・小規模保育
- ・家庭的保育
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育

子育てのための施設等利用給付

(市町村主体)

■施設等利用費

- ・幼稚園＜未移行＞
- ・特別支援学校
- ・預かり保育事業
- ・認可外保育施設等
 - ・認可外保育施設
 - ・一時預かり事業
 - ・病児保育事業
 - ・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)

その他の子ども及び養育している者に必要な支援

地域子ども・子育て支援事業

(市町村主体)

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・妊婦健康診査
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

仕事・子育て両立支援事業

(国主体)

- ・企業主導型保育事業

事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成）

- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

5 子育て支援に関する各分野の取組

平成15年7月に制定された次世代育成支援対策推進法は、平成26年度までの時限法として制定されましたが、有効期限を10年延長されています。そのため、「第2期北方町子ども・子育て支援事業計画」においても、「北方町次世代育成支援対策行動計画」を継承し、子どもの健全育成と子育て家庭の支援施策を計画的に推進していきます。

1 子育てを支援する生活環境の整備

施策項目	施策内容	現状	目標
★町重点施策★ 公園の整備	子どもの遊び場、住民の憩いの場として公園を整備し、快適な居住環境の整備に努めています。	実施	継続
緑化の推進	公園等の整備については緑化を推進しています。	実施	継続
★町重点施策★ 人にやさしいまちづくり	妊婦やベビーカーを押している人をはじめとして、高齢者や障がい者でも歩きやすい、利用しやすい道路や公的施設のバリアフリー化を推進しています。	実施	継続
自然環境の保全	子どもたちが安心して遊ぶことのできる水辺や緑地等、かけがえのない自然環境の維持保全に努めています。	実施	継続
歩行者道の整備	幅員のある道路における歩道の整備をすすめ、歩行者専用空間を確保しています。	実施	継続
利用しやすい公共施設の整備	公共施設の改修等に併せて子連れでも利用しやすいトイレ内のベビーシート、授乳スペースの整備・設置等を推進します。	実施	継続
子育てバリアフリー情報の提供	子育て世帯へ地域の施設のバリアフリー情報を提供しています。	実施	継続

2 職業生活と家庭生活との両立の推進

施策項目	施策内容	現状	目標
通常保育	公立保育園4園で保育短時間8:30～16:30、保育標準時間7:30～18:30(1園のみ17:30まで)を提供しています。今後も保育士の資質向上のための研修の充実を図ります。	実施	継続
★町重点施策★ 乳児保育	0歳児保育を現在中保育園、南保育園、東保育園の3園で実施しています。今後もニーズに合わせて整備の検討等をしていきます。	実施	継続
3歳未満児保育	公立保育園4園で受け入れを実施しています。今後もニーズに合わせてクラスや先生の調整、施設整備の検討を行っていきます。	実施	継続
延長保育	中保育園、南保育園の2園では月1,000円のおやつ代をいただき18:30から30分の延長保育を提供しています。制度変更があったため利用者数は減少しているように見えるが、一定のニーズはあるため、今後も引き続き実施していきます。	実施	継続
障がい児保育・統合保育	中軽度の障がいを持ち、集団生活が可能な子どもを対象に、幼稚園・保育園において健常児とともに統合保育を実施しています。保育園ではクラスに保育士の加配を行っています。幼稚園では特別支援アシスタントの配置等の支援を行っています。	実施	継続
一時預かり	仕事やその他の理由により、子どもを家庭で保育できない場合に、一時的に保育施設で預かり、保育を実施する事業です。現在一時預かりのニーズに関してはファミリー・サポート・センターの事業で対応しています。ニーズに応じて検討を行っていきます。	検討	—
病児・病後児保育	保育園や幼稚園に通っている子どもが病気の回復期で、集団生活になじまない場合に病院において一時的な保育を実施しています。1歳から小学校3年生までを対象とした病児保育を町内の病院で行っています。	実施	継続
放課後児童クラブ	各小学校において小学6年生までを対象に、平日の放課後と夏休み等の長期休業期間に放課後児童クラブを実施しています。対象を6年生まで引き上げたことにより、より幅広い学年が利用できるようになりました。放課後の居場所の選択が自由にできるように、各機関との連携に努めます。	実施	充実
★新規事業★ 放課後子ども教室	放課後児童クラブと連携し、児童が放課後に過ごす居場所の選択ができるよう関係機関と連絡調整を図っていきます。	実施	充実
広域保育	保護者の勤務の都合により、居住地以外の保育園入所の要望が増えていることから、協議の成立した近隣市町と相互の受入れ入所を実施しています。	実施	継続
★新規事業★ 地域の子育てネットワーク	平成30年7月から子育て世代包括支援センターを設置し、子育てに関する情報を一元化して提供できる体制を整えています。	実施	継続

3 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

施策項目	施策内容	現状	目標
命を尊ぶ教育	小中学校において、命を育み尊ぶための授業を行っています。 中学生には命ふれあい講座を実施し、乳児にふれあう機会を設けています。	実施	充実
若い女性への啓発	妊娠適齢期に関する情報、適切な母体の体重や食生活、喫煙が胎児に及ぼす影響等について、妊娠を望む女性が、自ら健康管理できるように啓発していきます。	実施	継続
★町重点施策★ 母子健康手帳の交付と 妊娠期からの支援	妊娠期から切れ目なく支援していくため、対象者にあつた妊娠期の健康の自己管理について支援します。 また、相談窓口、出産後の訪問や健診・相談、福祉サービスに関する情報提供を行います。	実施	充実
妊婦健康診査	健康診査の補助券(14枚)、歯科健診受診券(1枚)を交付し、適切な時期に適切な回数健診を受けることができるように支援しています。妊婦の不安や異常の早期発見・対応により、快適・安全な妊娠・出産ができるようにしていきます。	実施	継続
パパママ学級・妊娠期の 相談・訪問	教室の内容について見直すとともに、今後も継続的支援が必要な妊婦には個別に相談や訪問の継続を行います。	実施	充実
★新規事業★ 産後ケア事業	産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない母及び乳児に対して、診療所等が短期入所型、通所型または居宅訪問型のサポートを行います。	検討	実施
全戸訪問	産後早期の不安解消のため、出生後1-2か月に訪問を行い、育児に関する情報提供や相談を行っています。不安が大きい場合や育児支援が必要な場合は、複数回に渡り訪問や相談を行います。	実施	充実
乳幼児健康診査・教室・ 相談等	乳幼児健診・相談を実施し、子どもの発達課題に則した内容で適切な成長を促せるように働きかけを行います。	実施	継続
★町重点施策★ 乳幼児訪問	低体重等、未熟な状態で生まれた乳児の家庭には、退院後できるだけ早い機会に、訪問するようにしています。より充実した育児支援のため、継続訪問し、医療機関や福祉担当者との連携を充実していきます。	実施	充実
定期健康相談・随時の相談	母子健康相談では、体重や身長測定、離乳食の進め方等の相談を行っています。定期相談日に都合の悪い方は面談したり、電話での相談に応じたりする等、随時相談に応じます。	実施	充実

施策項目	施策内容	現状	目標
★町重点施策★ 遊びの教室	発達を促すために、より積極的関わりをした方が良い場合は、発達相談員と音楽療法士を中心とした遊びの教室への参加を奨励します。	実施	充実
予防接種	岐阜県内の委託医療機関で予防接種ができる広域化予防接種や里帰り先での予防接種についても対応し、便宜を図っています。予防接種の必要性、接種の進め方等を伝え、感染症のまん延を予防します。	実施	充実
歯科保健	10か月児相談、1歳6か月児健診、3歳児健診と、定期的に歯科衛生士が関わり、集団や個別で情報提供や手入れの仕方を周知します。	実施	継続
母子保健推進員	町内各地域から、母子保健推進員が選出され、健診の案内のため訪問することにより、地域の乳幼児とその家族を見守っていきます。	実施	継続
子育て支援団体	町内や周辺市町にはNPO や社会福祉法人等、子育てを支援する団体があります。顔の見える関係を築き連携を推進していきます。	実施	継続
乳幼児期の食育	食習慣や味覚等の形成は、乳幼児期からの生活リズムづくりや家族を含めた食環境が重要です。そのため、妊娠前、妊娠期、乳幼児期において、一貫して適切な生活リズムや食習慣づくりについて、健康診査等の機会に啓発していきます。	実施	充実
給食材料の地元産品の採用	保育園・幼稚園・学校の給食材料に地元産品を取り入れ、安全で新鮮な給食を提供しています。	実施	継続
保育園・幼稚園における食育	保育園や幼稚園の園庭等で季節の野菜を育て、食に関する学習の機会を設けています。	実施	継続
食文化の継承	子ども参加型の調理実習や農業体験の機会を持ち、食文化の継承を行います。	実施	継続
性教育	指導方法を工夫する等して、若年層への正しい教育と正しい知識の普及・啓発を行い、健全な育成を図ります。	実施	継続
学校における定期検診	健診結果をもとに、生活習慣や食生活等、普段の生活のなかでの改善指導に繋げていきます。	実施	充実
思春期教育	スクールカウンセラーやスクールハートサポーター(町費)を配置し、教育相談環境を整えていきます。	実施	充実
思春期保健講座・相談	いのちや性に関する正しい知識の普及・啓発を図り、思春期の子どもや親がもつ不安や悩みを解決します。また、思春期の子どもが小さな子どもとふれあえる体験活動を推進します。	実施	継続
学校における保健活動	日常活動の中に体を動かすことに取り組み体力の向上を推進します。	実施	充実

施策項目	施策内容	現状	目標
24時間小児救急医療体制	乳幼児期の突発的な病気やけが等のときも、安心して受診できる医療体制を岐阜圏域内市町において更に整備ができるよう推進します。	実施	継続
小児医療の公費負担制度	未熟児、障がい児等に対して、必要に応じて養育医療、育成医療、小児特定疾患治療等の医療給付を行っています。	実施	継続
医療情報の提供	ホームページや広報、くらしのカレンダー等で小児医療に関する様々な情報を提供します。	実施	継続
かかりつけ医の啓発	今後も身近な地域で安心して医療が受けられるように、かかりつけ医の確保の必要性を啓発します。	実施	継続
子どもの医療費助成	平成25年度までは未就学児が対象でしたが、平成26年度より中学校卒業までの子どもを対象に医療給付を行っています。	実施	継続

4 子どもの心身と健やかな成長に資する教育環境の整備の推進

施策項目	施策内容	現状	目標
★新規事業★ 北方学園構想の推進	北方学園構想基本計画がまとめられ、誰もが安心して学び合える魅力ある学校を目指し、開校準備を進めています。	実施	継続
ふれあい体験	中学生が保育園や幼稚園へ手作りのおもちゃ等を持っていき、園児とともに遊ぶ機会を持っています。今後もこのような機会を増やし、幼児とのふれあいにより、いのちの大切さや思いやりの心の醸成に努めます。	実施	継続
職業意識の醸成	学校の職場体験学習等を通じて、子どもの発達段階に応じて健全な職業観が醸成されるように努めています。	実施	継続
教科指導の充実	児童生徒に教科の基礎・基本が確実に身に付き、毎日の授業が充実するように、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の推進に努めます。	実施	継続
特色ある学校づくり事業	引き続き子どもサミット活動は継続し、子どもサミット会議ではあいさつだけでなく、交通マナーやいじめ問題等、様々な視点からテーマを選択し、話し合ったことを具現化していきます。	実施	充実
総合的な学習の時間	学校等の自主性を尊重しながら、子どもたちの豊かな心、健やかな体を育てる事業を推進しています。	実施	充実
道徳教育の推進	地域、保護者、学校が連携し、人や自然に対する思いやりや家族やふるさとを大切にしようという愛情が育つよう努めます。	実施	継続
コミュニティスクール (旧学校評議委員会)	地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、各関係機関と協力しながら、学校を核とした地域づくりを目指していきます。	実施	継続
教職員の指導力向上	教職員の指導力向上のための研修を開催します。	実施	継続
基本的生活習慣の定着	人間として生活する上で必要な生活習慣の定着に向け、家庭教育推進員、地域学校協働推進員を置き、家庭、学校、地域が連携して心身の健全な育成の推進に努めます。	実施	充実
いじめ・不登校の解消	スクールカウンセラー等による、児童・生徒又保護者に対しての継続的なカウンセリングを実施するとともに、いじめの未然防止・早期発見と対応・指導の充実を図ることに努めます。	実施	継続
地域の子育て意識の醸成	子育て支援講演会の開催や町民が相互に交流する活動を推進し、子育て家庭を地域全体で見守り、支援するという意識の醸成に努めます。	実施	継続
家庭教育学級	家庭教育支援員が積極的に家庭教育学級に参加することで、保護者との雑談から悩みや相談を受け、保護者のストレス解消に繋がっています。また、各関係機関への橋渡しの存在になるよう努めます。	実施	継続

施策項目	施策内容	現状	目標
町民や地域講師	地域の様々な住民の知恵や技能等を学校教育の場に活用し、子どもの学習の充実に努めます。	実施	継続

5 地域における子育ての支援

施策項目	施策内容	現状	目標
子育て支援センター事業	きた・みなみ子ども館内で実施しており、事業の周知を図るとともに、子育てに関する相談、情報提供、親子で参加できるイベントの開催等、利用者のニーズにあった体制や機能の充実を図ります。	実施	継続
子育てに関する相談体制	町の窓口や子育て支援センター、保健センター、子ども館、保育園、幼稚園等で育児や親子の健康、家庭に関する相談を実施しています。年2回の「北方町教育相談・発達相談会」を開催しています。相談は随時受け付け、タイムリーな支援ができるようにしていきます。	実施	充実
★町重点施策★ 地域における親子の交流事業	子育て支援センターやちびっこルーム等、地域の親子を対象に様々な交流機会を提供しています。今後も交流機会の充実を図るとともに、地域全体での子育て支援の重要性を周知して、地域子育て支援体制の整備を図ります。	実施	継続
トワイライトステイ事業	保護者が平日の夜間等に不在となる場合に、必要に応じて児童養護施設において保護し、午後10時まで生活指導、食事の提供等を行っています。	実施	継続
ショートステイ事業	保護者が疾病や冠婚葬祭等で泊りがけで不在となる場合に、必要に応じて児童養護施設において養育、保護をしています。	実施	継続
★町重点施策★ 子育て支援助成金の支給	3人以上の子どもがいる世帯で、保育園、幼稚園、小・中学校に通う第3子以降の子に対して助成金を支給しています。	実施	継続
子育てに関する情報提供	子育てに関する情報をまとめ、すべての子育て家庭へ配布します。また、インターネット等を利用して、必要な時に、必要な情報が得られる体制の整備を図ります。	実施	継続
児童の居場所づくり	地域で身近な子ども館を放課後に開放し、健全育成を目的とした居場所づくりを推進します。放課後子ども教室を開設する等、新たな子どもの居場所づくりに努めます。	実施	充実
地域活動への参加機会	完全学校週5日制に伴い、地域で過ごす時間が増加したことから、親子での地域行事等への参加機会を拡充し、親子がふれあう機会を提供します。	実施	継続
子ども体験学習	子どもたちの体験活動の機会を提供する「スーパー土曜授業」を開催し、より魅力的な講座を開設します。子どもが様々な経験を通して、自ら学ぶことの価値や喜びを知る機会を提供します。	実施	充実
地域多世代交流事業	幼児、小学生、中学生、高校生からお年寄りまで多世代に渡り交流できる場の提供を進めていきます。	実施	充実

施策項目	施策内容	現状	目標
青少年健全育成活動	<p>子どもの非行防止のための有害環境防止対策や子どもが犯罪や交通事故に巻き込まれないよう、警察・行政・地域が連携して、地域をパトロールし、子どもたちを見守る活動を推進します。</p> <p>家庭、学校、地域が一体となって子どもたちが活躍できる場の提供や、被害から守るためのパトロール、よりよい環境づくりに努めます。</p>	実施	充実
子育てグループ育成支援事業	<p>育児不安の軽減や、自主的な子育ての仲間づくりを目的とした交流の機会を提供するとともに、より充実した子育て支援のあり方を検討します。</p>	実施	継続
ファミリー・サポート・センター事業	<p>乳幼児や小学生等の児童を有する子育ての中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行う事業を推進していきます。</p>	実施	継続

6 要保護児童への対応等心細やかな取組の推進

施策項目	施策内容	現状	目標
★新規事業★ 子ども家庭総合支援拠点 の設置	平成 30 年7月から「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、子育て世代包括支援センターと連携しながら、子ども・家庭の相談を受ける体制を整えています。	実施	継続
児童虐待防止ネットワー ク	適切かつ迅速な対応を図るために、町の窓口・保健所・保育園・幼稚園・家庭児童相談室・子ども相談センター・学校・警察・専門医療機関等の連携強化を図ります。	実施	継続
相談員の資質向上	家庭や児童の諸問題に適切に対応していくため、相談員の研修等を充実し、資質の向上を図ります。	実施	継続
子育て応援ダイヤル	子育ての不安や悩みを電話で気軽に相談できる体制の整備を図ります。	実施	継続
ひとり親家庭支援事業	母子・父子家庭に、所得に応じて児童扶養手当を支給することにより、ひとり親家庭の生活の安定と自立促進を図ります。また、ひとり親家庭の児童が就学・就職する際に必要な費用を貸し付けることによって児童福祉の向上を図り、ひとり親家庭を支援しています。	実施	継続
各種経済支援	児童扶養手当制度や、乳幼児・ひとり親家庭等医療費助成制度を推進するとともに、ひとり親家庭等に対する就学資金や住宅資金等、資金の貸し付けについて周知します。	実施	継続
ひとり親家庭への相談体 制と就労支援	ひとり親家庭の様々な不安・悩みに対する相談窓口を設置し精神的安定を図ります。また、就労支援による自立を推進します。	実施	継続
特別支援教育	障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な支援を行うことができるように特別支援学級や通級指導教室を設置しました。また、各小中学校、幼稚園に特別支援アシスタントを配置し、学校教育の支援にあたります。	実施	継続
就学指導	早期相談・早期支援を目的として園や施設との情報共有や巡回指導を行っています。また、年2回の「教育相談・発達相談会」を開催し、就学相談の充実を図ります。特別支援教育のパンフレットを作成し、その啓発に努めます。	実施	継続
専門的療育相談システム	保健、福祉、療育、教育、医療機関と連携し総合的にサポートできる相談体制を充実させ、見通しを持ってゆとりある子育てができるよう支援します。	実施	充実
事後指導・相談体制	適切な時期に適切な支援を受けることができるように、相談体制を整え関係機関と連携をとりながら、切れ目のない支援を継続していきます。	実施	継続
障がい児保育・統合保育 (再掲)	中軽度の障がいを持ち、集団生活が可能な子どもを対象に、幼稚園・保育園において健常児とともに統合保育を実施しています。	実施	継続

7 子どもの安全の確保

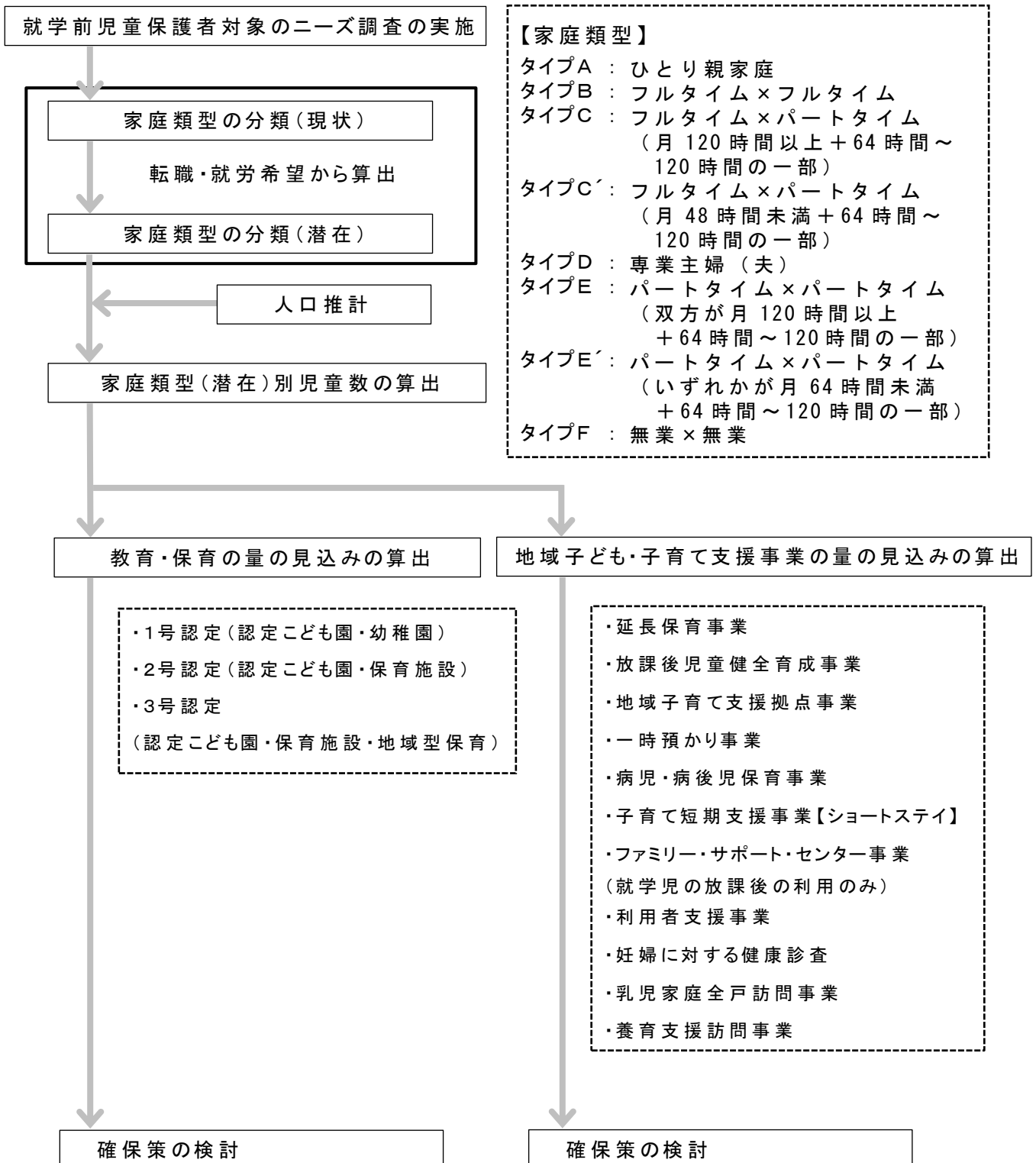
施策項目	施策内容	現状	目標
通学路の安全対策	通学路表示の設置をする等して、子どもの安全の確保を図るとともに、各校の通学路の安全点検調査を実施し、通学路の安全確保や改善を工夫・実施するほか、調査結果に基づき通学路の見直しを行っています。	実施	継続
交通安全教室	幼児、児童・生徒、成人、高齢者別の交通安全教室等を実施し、交通安全意識と交通安全マナーを高めていきます。	実施	継続
歩道の整備	幅員のある道路における歩道の整備をすすめ、歩行者専用空間を確保しています。	実施	継続
防犯意識の醸成	学校や地域において、子どもが犯罪の被害にあわないよう、講習や体験等の防犯教育により、防犯意識の醸成を図ります。	実施	継続
不審者緊急情報網	不審者に関する情報を関係機関と共有することにより、防犯活動を推進します。	実施	継続
自主地域防犯パトロール	巡視員のみだけでなく、地域住民の方へも「ながら見守り」の協力依頼をして、地域全体で登下校中の安全を守るよう図ります。	実施	充実
こども110番の家・通学路付近の避難民家の確保	地域で子どもを守る民間協力拠点の重要性から、今後も広報等で参加協力を呼びかけ、活動内容の充実を図ります。	実施	充実

第4章 計画の目標値等

1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量は、就学前児童保護者対象のニーズ調査結果をもとに、次の手順で推計します。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計のフロー



2 教育・保育の量の見込みとその確保策

【見込み量算出のための基本的な考え方】

教育・保育施設・サービスの利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

2-1 幼児期の学校教育・保育の見込み量と確保の内容

(1) 事業内容

幼児期の学校教育や保育を担う施設として、幼稚園（公立1園、私立1園）、保育園（公立4園）、認定こども園（北方学園構想にて計画中）、地域型保育の事業が行われています。

施設名	対象	内容
幼稚園	3～5歳	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設。
保育園	0～5歳	就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって養護及び教育を一体的に行う施設。
認定こども園	0～5歳	幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち地域の子育て支援も行う施設。主に以下の4タイプに分かれます。 ・幼保連携型 ・幼稚園型 ・保育所型 ・地方裁量型
地域型保育	0～2歳	20人未満の少人数の単位で子どもを預かる事業。 ・家庭的保育(定員5人以下) ・小規模保育(定員6～19人) ・事業所内保育 ・居宅訪問型保育

(2) 量の見込みと確保策

令和5年度より、北方学園構想において計画されている認定こども園が開園する予定ですが具体的な定員はまだ決定しておりません。また、認定こども園の開園に伴い、公立幼稚園の認定こども園への移行と公立保育園の再編及び民営化について検討を進めていきます。そのため、本計画では既存の施設にて確保策を設定しています。

① 1号認定【3～5歳教育標準時間認定：認定こども園・公立幼稚園・私立幼稚園】

■見込み量と確保策

		平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量(人)		163	169	167	155	147	136
②確保策	公立幼稚園	96	93	92	86	81	75
	私立幼稚園	67	76	75	69	66	61
③過不足(②-①)		—	0	0	0	0	0

② 2号認定【3～5歳保育認定：認定こども園・保育施設】

■見込み量と確保策

	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量（人）	282	309	307	285	270	250
学校教育利用想定	—	88	87	81	77	71
保育所利用想定	282	221	220	204	193	179
②確保策（人）	—	309	307	285	270	250
教育施設	—	88	87	81	77	71
保育施設	—	221	220	204	193	179
③過不足（②－①）	—	0	0	0	0	0

③ 3号認定【0～2歳保育認定：認定こども園・保育施設・地域型保育】

0歳児

■見込み量と確保策

	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量（人）	31	34	33	33	32	32
②確保策（人）	—	34	33	33	32	32
保育施設	—	24	24	24	24	24
地域型保育事業	—	10	9	9	8	8
③過不足（②－①）	—	0	0	0	0	0

1～2歳児

■見込み量と確保策

	H30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量（人）	133	109	99	106	104	102
②確保策（人）	—	109	99	106	104	102
保育施設	—	100	89	96	93	91
地域型保育事業	—	9	10	10	11	11
③過不足（②－①）	—	0	0	0	0	0

○保育利用率の目標値の設定

国の基本指針においては、3歳未満の子どもに待機児童が多いことを鑑み、3歳未満の子どもの数全体に占める、保育の利用定員の割合である「保育利用率」について、計画期間内における目標値を設定することとされています。

本町における「保育利用率」の目標値は、「量の確保策（3号認定子ども）÷推計児童数（0～2歳）」により算出された以下の数値とします。

保育利用率を以下の算出方法にあてはめて算出しました。

$$\text{保育利用率} = \text{3号認定の確保策} \div \text{推計児童数}$$

■ 0歳～2歳の保育利用率

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計 児童 数	0歳児	142人	138人	135人	133人	131人
	1～2歳児	290人	264人	283人	276人	271人
確保 策	0歳児	34人	33人	33人	32人	32人
	1～2歳児	109人	99人	106人	104人	102人
保 育 利 用 率	0歳児	23.9%	23.9%	24.4%	24.1%	24.4%
	1～2歳児	37.6%	37.5%	37.5%	37.7%	37.6%

(3) 確保方策

公立幼稚園は、職員数が少なく一人当たりの負担が大きいため、質の確保、職員の負担軽減のためにも、職員確保に力をいれていきます。

保育施設は、未満児のニーズが高いため、以上児の保育に合わせて定員を検討していきます。

地域型保育事業は、ニーズに合わせて対応できるよう保育施設と連携しながら、利用調整を行います。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとその確保策

【見込み量算出のための基本的な考え方】

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、実施時期及び確保の内容を以下のとおりに設定します。

3-1 延長保育事業

(1) 事業内容

保育認定を受けた子どもについて、認可保育園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

(2) 量の見込み

■見込み量と確保策

	H30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量（人回/年）	30	59	58	57	53	52
②確保策（人回/年）	—	59	58	57	53	52
③過不足（②-①）	—	0	0	0	0	0

(3) 確保方策

保育園（公立4園）のうち2園で開園時間の延長をしています。今後もニーズに対応し運営を行っていきます。

3-2-1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

（1）事業内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

（2）量の見込み

■見込み量と確保策

	H30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量（人）	176	297	298	295	297	298
1年生	—	61	71	64	69	70
2年生	—	66	61	71	64	68
3年生	—	65	67	62	71	64
4年生	—	35	32	32	29	35
5年生	—	33	35	32	32	30
6年生	—	37	32	34	32	31
②確保策（人）	—	297	298	295	297	298
1年生	—	61	71	64	69	70
2年生	—	66	61	71	64	68
3年生	—	65	67	62	71	64
4年生	—	35	32	32	29	35
5年生	—	33	35	32	32	30
6年生	—	37	32	34	32	31
③過不足（②－①）	—	0	0	0	0	0

（3）確保方策

今後、放課後児童クラブは放課後子ども教室と連携し、児童が放課後に過ごす居場所の選択ができるよう関係機関と連絡調整を図っていきます。

(4) 関係機関との連携に関する方策

放課後児童クラブをみなみ子ども館の敷地に建設することを検討しています。

同一の敷地内にあることで、大人の目にふれる機会が増え、安心・安全な環境の中で健全な育成を図ることとなります。また、子ども館を利用している乳幼児から中高生、保護者等、幅広い年齢層とふれあえる場が多くなることで活発な交流が見込まれます。

保育園から高校までの15年間を見据えた継続的な子育て支援のために、放課後児童クラブと子ども館が連携し、地域全体で垣根のない子育て支援に取り組んでいきます。

3-2-2 放課後子ども教室

(1) 事業内容

各小学校の図書室にて、放課後に子どもたちが安心して学習できる場所を提供する事業で、毎月第1・3月曜日の放課後に開催しています。

(2) 量の見込み

■見込み量と確保策

	H30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量(人)	65	60	60	60	60	60
低学年(1~3年生)	35	30	30	30	30	30
高学年(4~6年生)	30	30	30	30	30	30
②確保策(人)	44	60	60	60	60	60
低学年(1~3年生)	22	30	30	30	30	30
高学年(4~6年生)	22	30	30	30	30	30
③過不足(②-①)	21	0	0	0	0	0

(3) 確保方策

北方学園構想の進捗に伴い、余裕教室の利用は困難な状況になることが考えられます。放課後の児童の安全で安心できる居場所づくりとして、放課後子ども総合プランの重要性について学校関係者の理解について促し、特別教室や体育館、校庭等の学校施設の積極的な利用促進についての協力を依頼していきます。

3-3 地域子育て支援拠点事業

(1) 事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(2) 量の見込み

■見込み量と確保策

	H30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量（人回/年）	44,402	37,164	35,856	35,016	33,684	32,148
②確保策（人回/年）	—	37,164	35,856	35,016	33,684	32,148
③過不足（②-①）	—	0	0	0	0	0

(3) 確保方策

町民のニーズに対し、登録制クラブ「メルヘン」等、事業を継続し行っています。

3-4-1 一時預かり事業（幼稚園）

(1) 事業内容

幼稚園の在園児を対象に、幼稚園における通常の保育時間外に幼稚園内で園児を保育する事業です。

(2) 量の見込み

■見込み量と確保策

	H30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量（人日/年）	6,486	9,247	9,175	8,508	8,057	7,480
②確保策（人日/年）	—	9,247	9,175	8,508	8,057	7,480
③過不足（②-①）	—	0	0	0	0	0

(3) 確保方策

現在、町内私立幼稚園で在園児を対象とした預かり保育を実施しています。今後も利用者のニーズに対応できるよう、一時預かりの拡充に努めます。

3-4-2 一時預かり事業（保育園、ファミリー・サポート・センター）

（1）事業内容

子どもの保育ができないときに、保護者に代わって短時間の保育サービスを行う住民相互の子育て援助活動です。現在、一時預かりのニーズに関してはファミリー・サポート・センターの事業で対応しています。

（2）量の見込み

■見込み量と確保策

	H30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量（人日/年）	92	632	609	595	572	547
②確保策（人日/年）	—	632	609	595	572	547
③過不足（②-①）	—	0	0	0	0	0

（3）確保方策

利用の主な対象となる保育園や放課後児童クラブ等を利用する児童の保護者に対し、事業の周知を行っていきます。

3-5 病児・病後児保育事業

（1）事業内容

病児について、病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

（2）量の見込み

■見込み量と確保策

	H30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量（人日/年）	182	547	540	531	525	507
②確保策（人日/年）	—	547	540	531	525	507
③過不足（②-①）	—	0	0	0	0	0

（3）確保方策

委託した病院内にある病児保育施設において、利用者のニーズにあった対応を行っていきます。

3-6 子育て短期支援事業

(1) 事業内容

保護者の疾病や仕事等の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合や、配偶者からの暴力等により緊急保護が必要な場合に、児童等を児童養護施設等で一時的に保護する事業です。

(2) 量の見込み

■見込み量と確保策

	H30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量（人日/年）	0	5	5	5	5	5
②確保策（人日/年）	—	5	5	5	5	5
③過不足（②-①）	—	0	0	0	0	0

(3) 確保方策

今後も、地域の関係機関と調整を行い、事業を実施していきます。ニーズに応じ、契約先を増やす事等も検討していきます。

3-7 ファミリー・サポート・センター事業

(1) 事業内容

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

(2) 量の見込み

■見込み量と確保策

	H30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量（人日/年）	98	28	28	28	29	29
②確保策（人日/年）	—	28	28	28	29	29
③過不足（②-①）	—	0	0	0	0	0

(3) 確保方策

預かり手確保のために、年に1度行っている研修の周知徹底を行っていきます。

3-8 利用者支援事業

(1) 事業内容

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

(2) 提供体制の確保内容

平成30年7月から、安心して子育てできる環境の充実を図るため、保健センターに「子育て世代包括支援センター」を開設しています。

「子育て世代包括支援センター」は、妊娠期から子育て期にわたって、切れ目のないきめ細やかな支援を行う拠点として、保健師・助産師が中心となり、子育て世代の妊娠、出産、育児のさまざまな疑問、悩み、相談に応じます。

(3) 確保方策

他の専門職や関係機関のスタッフと連携しながら、総合的に支援していきます。また、職員研修等により、支援者の養成と資質向上に努めます。

3-9 妊婦に対する健康診査

(1) 事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(2) 量の見込み

■見込み量と確保策

	H30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量（人日/年）	1,590	1,710	1,662	1,625	1,601	1,577
②確保策（人日/年）	—	1,710	1,662	1,625	1,601	1,577
③過不足（②-①）	—	0	0	0	0	0

(3) 確保方策

妊娠期間中、適切に受診できるように働きかけていきます。

3-10 乳児家庭全戸訪問事業

(1) 事業内容

すべての乳児のいる家庭に保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報の提供、親子の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談対応や助言を行う事業です。

(2) 量の見込み

■見込み量と確保策

	H30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量（人日/年）	136	131	141	137	135	133
②確保策（人日/年）	—	131	141	137	135	133
③過不足（②-①）	—	0	0	0	0	0

(3) 確保方策

母子健康手帳発行時に事業の周知を実施していきます。

対象者と連絡を取り、保健師等による家庭訪問を対象者全員に実施していきます。

3-11 養育支援訪問事業

(1) 事業内容

乳児家庭全戸訪問事業やその他の事業により把握した、養育を支援することが特に必要と認められる児童・保護者に対して、養育に関する相談、指導、助言、その他の必要な支援を行う事業です。

(2) 量の見込み

■見込み量と確保策

	H30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量（人日/年）	11	14	15	14	14	14
②確保策（人日/年）	—	14	15	14	14	14
③過不足（②-①）	—	0	0	0	0	0

(3) 確保方策

子育て支援の関係機関との共通理解・連絡調整を図りながら、「児童虐待」「幼稚園・学校教育との連携」「地域のネットワークの構築」等の課題に取り組みます。

養育支援が必要なケースは今後増えていくと思われるため、子育て世代包括支援センターと一体的に実施していきます。

■ 確保内容

事業名	開催頻度	出席者	内容
①北方町子ども・子育て会議	随時	子どもの保護者 子ども・子育て支援に関する事業に従事するもの 自治会連絡協議会代表 他	子ども・子育て支援施策の策定やその進捗管理等について、子どもの保護者の方や子ども・子育て支援の当事者の方等の意見を聴くための会議です。
②北方町要保護児童対策地域協議会	代表者会議 年1回	民生委員児童委員協議会会長 人権擁護委員 北方警察署生活安全課課長 他	要保護児童等及びその保護者の早期発見や適切な保護等のため、関係機関との連携を図る会議です。 主な掌握事項 ・要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討 等
	実務者会議 随時	岐阜県中央子ども相談センター 教育委員会教育課 他	主な掌握事項 ・定例的な情報交換及び個別ケース検討会議で課題になった点の更なる検討 等
	個別ケース 検討会議 随時	個別の事例に関係する部署の担当者 関係機関に所属する者	主な掌握事項 ・要保護児童等の状況及び問題点の確認 等
③青少年育成推進員会	月1回	青少年育成推進指導員 青少年育成推進員	青少年育成運動の普及徹底、地域の実態に即した実践活動が展開されるよう指導助言し、担当区域における推進活動の中心的役割を担うための会議です。

3-12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(1) 事業内容

本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、保育所や認定こども園に通う子ども内、所得などの条件を満たす世帯の子どもに対して、副食費の徴収が免除されることとなりました。これを受け、未移行幼稚園に通う子どもについて、保育所等と同条件の下、この補足給付事業により、副食費に対して助成を行っています。

今後は、その他の費用も含め、事業の実施について検討していきます。

3-13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(1) 事業内容

本事業は、地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子育て支援事業の量的拡大を進める上で、新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規参入施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進するための事業です。

新規参入施設等に対する巡回支援、相談・助言等を実施します。また、健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助します。

4 その他の関連施策の展開

4-1 北方学園構想との連携

北方学園構想の進捗と少子化を見据えた保育園の再編と民営化について、円滑に進められるよう、情報共有及び連携を図りながら検討をしていきます。

4-2 認定こども園の普及・促進を図るための取組

幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園については、北方学園構想において計画されています。関係機関と連携しながら地域の実情や要望を受けて整備を検討していきます。

4-3 幼稚園教諭と保育士の合同研修

幼児期は人間形成の基礎がつけられる大切な時期であり、個々の適正や成長過程等的確にとらえながら質の高いサービスの提供を図るためには、幼稚園教諭や保育士等の資質や専門性の向上を図る必要があります。

そのため、各施設における職員研修の実施を促進するとともに、幼稚園教諭と保育士の合同研修を行う等、人材の育成に努めます。

4-4 質の高い教育・保育の推進方策

子どもの健やかな成長、発達を支援するため、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を図ります。

4-5 教育・保育施設及び地域型保育事業の相互連携、幼稚園・保育所・小学校の連携

質の高い教育・保育を提供するためには、幼稚園や保育所、地域型保育事業等、事業者同士の密接な連携が必要です。

そのため、事業者同士が効率かつ円滑に連携を図れるよう、交流・情報交換の機会の充実を図ります。

また、幼稚園・保育所、小・中学校との交流や情報共有及び連携を図ることにより、幼児期の保育・教育の充実や小学校への円滑な接続を図ります。

4-6 産休・育休後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供の充実を図ります。

4-7 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援を講じるため、地域の関係機関の協力体制と虐待防止ネットワークを充実します。また、児童虐待は親のストレスや教育環境による影響が大きいことから、親の育児に関する相談体制を整備する等児童虐待の未然防止に努めます。

4-8 ひとり親家庭の自立支援の推進

近年、離婚等の増加により、母子家庭や父子家庭といったひとり親家庭が増加傾向にあります。ひとり親家庭に対しては、経済的支援や相談体制を充実させる等、ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長を支援します。

4-9 障がい児に対する支援体制の整備、充実

障がいの原因となる疾病等の早期発見、早期治療体制の充実を図るとともに、心身の発達に遅れや障がいのある子どもを持つ家庭に対し、身近な場所で療育についての相談、助言、訓練が受けられるようサービスの充実を図ります。

4-10 子どもの貧困対策の充実

子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正により、子どもの貧困対策の一層の推進を図るため、市町村においては、子どもの貧困対策の計画が努力義務となりました。

そのため、本町においても、子どもの貧困対策として、生活困窮・養育困難な家庭に対し、NPO法人等の協力による学習支援や教育・社会保障制度の充実を図る等、地域とつながりをつくりながら子どもの心身とともに健やかに育成する取組みを進めていきます。

4-11 職業生活と家庭生活との両立を図るための雇用環境整備

育児休業制度の普及や働きやすい勤務形態を企業に働きかけるとともに、就業者に対しても、男女ともに育児休業制度等適切な制度の利用や働き方の見直しのためのワーク・ライフ・バランスの重要性についての理解促進を図るための啓発に努めます。

4-12 地域社会全体で子育てを支援する活動の啓発

北方町をひとつの地域ととらえ、世代を超えた子育て支援の啓発を推進していきます。主に自治会や老人クラブ、ボランティア等による多世代交流をその軸としていきます。

4-13 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

2019（令和元）年からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する保護者が無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。このため、北方町では子育てのための施設等利用給付にあたって、以下の方針をもとに保護者の経済的負担の軽減や利便性等を配慮し、円滑に実施していきます。

（1）子育てのための施設等利用給付の方法について

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮し、年4回の給付を基本とします。また、子ども・子育て支援法第30条の11に基づき特定子ども・子育て支援施設等に対して施設等利用費を給付する場合は、特定子ども・子育て支援施設等における資金繰りに支障を来すことのないよう、給付時期について配慮します。

（2）子育てのための施設等利用給付の申請について

預かり保育事業に係る子育てのための施設等利用給付の給付申請は、当該利用者が主に利用している施設に取りまとめを依頼することで利用者の利便性向上を図るとともに、過誤請求・支払いの防止を図ります。

その他の認可外保育施設等に係る子育てのための施設等利用給付申請については、各施設の状況や申請の実態を踏まえ、検討することとします。

（3）岐阜県との連携について

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行に当たっては、必要に応じて岐阜県に施設の運営状況、監査状況等に関する情報の提供を依頼するほか、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力についても要請するなど、子育てのための施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保のため、岐阜県との連携を図ります。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制の整備

1-1 庁内及び関係機関との連携の推進

本計画における個別事業は、子どもと子育て家庭に関する様々な分野にわたっており、庁内各課や関係機関の多くが携わることになります。したがって、1つ1つの事業は実施主体が責任を持って進行管理を行い、総合的な管理は福祉健康課で行います。

また、各課や関係機関が連携を図り、密に連絡を取り合いながら庁内全体で計画を推進していきます。

1-2 町民組織への支援

子育てに関する活動を実施している子育て支援サークル等をはじめとする様々な地域団体や社会福祉協議会、民間事業者、民生委員、児童委員等、子どもや子育て家庭を支援する町民組織の活動を支援します。

1-3 町民への周知啓発

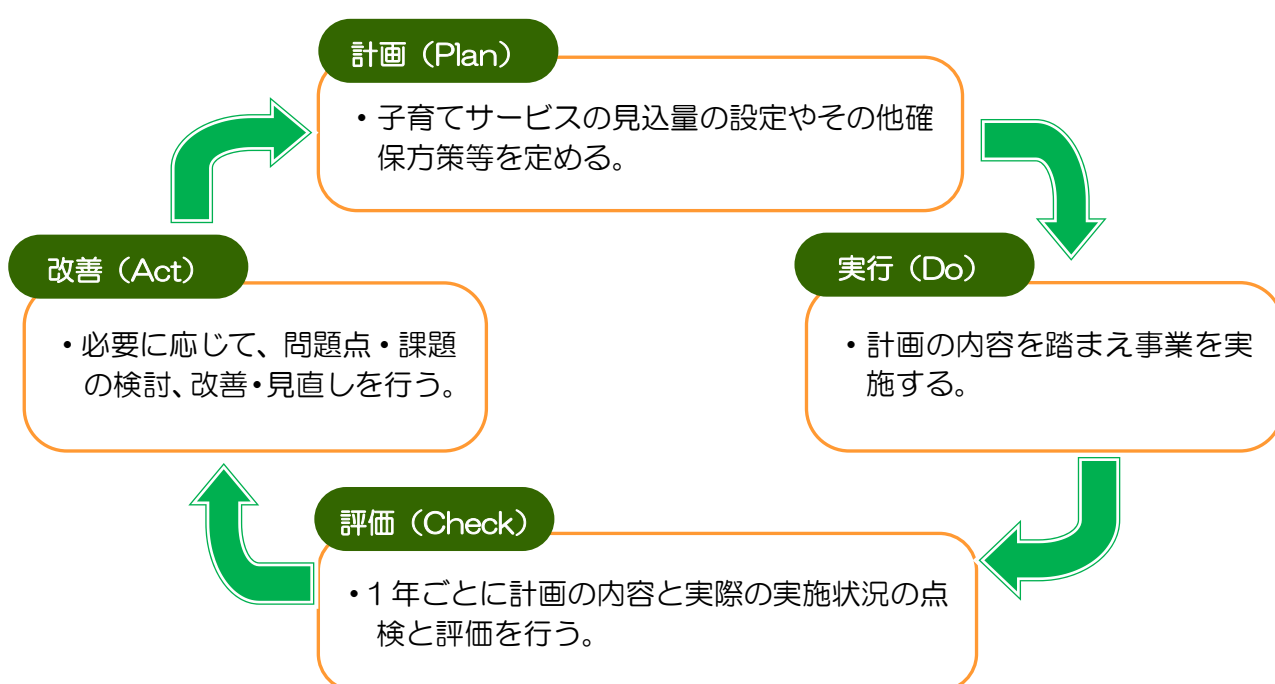
少子化の進行は、北方町においても進みつつあり、子育て支援について一人ひとりが意識を持って取り組んでいかなければならないことです。そのため、計画の推進にあたっては、町民に対する本計画の周知と町民・行政・地域が一体となって子育て家庭を支援していく子育て環境づくりの啓発を図るとともに、必要な支援や協力を求めています。

2 計画の進捗管理

2-1 PDCAサイクルに基づく計画の進捗管理

本計画の実現に向けては、北方町子ども・子育て会議で毎年度、PDCAサイクルに基づき、計画の実施状況について点検・評価し、必要に応じて問題点や課題の検討を行い、改善や見直しなど必要な措置を行っていきます。

【PDCAサイクルのイメージ図】



參考資料

1 計画策定の経過

開催（実施）年月日	内 容
令和元年 8 月 22 日 午後 1 時 30 分	第 1 回北方町子ども・子育て会議 (1) 副会長の選任について (2) 子ども・子育て支援事業計画について
令和元年 10 月 28 日 午後 1 時 30 分	第 2 回北方町子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業計画について ・アンケート結果からのニーズ量の決定について
令和元年 12 月 19 日 午後 1 時 30 分	第 3 回北方町子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業計画について
令和 2 年 1 月 6 日 ～1 月 31 日	パブリックコメントを実施
令和 2 年 2 月 18 日 午後 1 時 30 分	第 4 回北方町子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業計画について

2 北方町子ども・子育て会議設置条例

○北方町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、北方町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- 1 子どもの保護者
- 2 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- 3 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- 4 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉健康課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

3 子ども・子育て会議委員名簿

	氏名	役職名等
会長	柴崎 建	学識経験者
副会長	住田 誠	北方町自治会連絡協議会代表
	伊藤 吉知	岐阜地域福祉事務所長
	國井 弘光	もとす広域連合 療育医療施設 幼児療育センター施設長
	笠原 朱実	北方町民生委員児童委員協議会代表
	戸島 信江	北方町立北方東保育園保護者会長
	奥 知香	北方町立北方中保育園保護者会長
	北村 智子	北方町立北方北保育園保護者会長
	後藤 香里	北方町立北方南保育園保護者会長
	岩村 由理	北方町立幼稚園保護者会長
	大野 宗一郎	北方町PTA連合会長
	棚橋 敏彦	学校法人敬愛学園北方幼稚園長
	松野 康司	北方町小中学校長会長
	小寺 真由美	北方町立保育園総括園長
	吉村 雅子	北方町立幼稚園長

(敬称略・順不同)

北方町子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和2年3月

発行 北方町役場 福祉健康課

〒501-0492 岐阜県本巣郡北方町長谷川1丁目1番地

電話 : 058-323-1119

メールアドレス : fukushi@town.gifu-kitagata.lg.jp